

令和5年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和5年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和5年12月12日	9時31分	議長	江口孝二	
	散会	令和5年12月12日	14時40分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	出
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	8番	田川浩	9番	所賀廣	10番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年12月12日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和5年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 山口 一生	<p>1. 太良町と水のこれからについて</p> <p>大雨による災害の激甚化や様々な環境変化により、本町における水まわりの事情は変化し続けている。将来にわたり、安心して暮らしていけるようにするためには、治水や水道関係、海的环境モニタリングなど多岐にわたる施策を実行する必要がある。そこで以下について問う。</p> <p>(1) 治水について</p> <p>① 近年、河川の氾濫が起きているが、その原因は何か。</p> <p>② 河川の氾濫を防ぐために行っている処置はどのようなものがあるか。</p> <p>③ 農業用の水路が壊れている箇所が散見されるが、現状は把握しているか。また、その処置はどのように行っていく計画か。</p> <p>(2) 生活用水（飲料水、生活排水）について</p> <p>① 本町における飲料用水は地下水が主であるが、その安全性は担保されているか。</p> <p>② 合併浄化槽の普及率はどれほどか。また、普及による環境負荷はどのように低減されているか。</p> <p>③ 太陽光発電パネル敷設地の周辺から有害物質が検出されるケースがあるが、本町ではどうか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 山口 一生	<p>(3) 海の環境モニタリングについて</p> <p>① 町で行う調査はどのようなものがあるか。</p> <p>② 貝毒の調査はどのようにおこなっているか。</p> <p>③ 有明海の環境はどのような状況だと町は認識しているか。</p>	町 長
2	6番 待 永 るい子	<p>1. 所有者不明の土地について</p> <p>年々増えていく所有者不明の土地の解消策として、来年度より相続した土地の登記が義務付けられたこの所有者不明の土地対策について問う。</p> <p>(1) 現在全国で所有者不明の土地はどれ位か。また、町内の状況はどうなっているのか。</p> <p>(2) 所有者不明の土地が増加することで増える課題は何か。</p>	町 長
		<p>2. 農地及び農業施設用地の管理等について</p> <p>農地及び農業施設用地の管理等については様々なところで補修、改修の時期が来ており早急に対策する必要があるとみられる。この対策について問う。</p> <p>(1) 農地及び農業施設用地の管理等についての要望書はどれ位提出されて、どれ位解決したのか。</p> <p>(2) 今後の補修、改修等についてはどのように考えているのか。</p>	町 長
		<p>3. 不登校対策について</p> <p>文部科学省の調査で2022年度の全国小中学生の不登校が30万人に迫るといふ報告がなされた。この不登校対策について問う。</p> <p>(1) 現在町内の不登校児童、生徒に対しどのような対策をとっているのか。</p>	教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	6番 待永 るい子	(2) 不登校についての原因はどのように考えているのか。	教 育 長
3	1番 大 鋸 美 里	1. 太良っ子たちの木育環境について 10月21-22日に開催された木育キャラバンの今後の展望について問う。 (1) 開催目的、内容や対象者などについてはどうだったか。 (2) 実施した結果はどうだったのか。 (3) ウッドスタート宣言とは何か。 (4) 太良町内における木育の取り組みや今後の展望についてどのように考えているか。	町 長 教 育 長
		2. mRNAワクチンについて 町民の多くが接種した新型コロナワクチンは薬害の問題に続き、ワクチンにDNAが混入していたことが明らかになり、国内外で問題となっている。DNA混入に際し人体に及ぼす危険性について問う。 (1) mRNAワクチンとは何か。 (2) 中長期の安全性は確立されているのか。 (3) DNA混入について、人体へ及ぼす影響はどうなっているか。 (4) 新型コロナワクチン以外にもmRNAワクチンはあるのか。 (5) レプリコンワクチンとは何か。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
		<p>1. 行政のデジタル化について</p> <p>デジタル庁では、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでいる。本町でも本年度より企画商工課内に情報システム係を新設し推進していることと思うが、その取り組みについて問う。</p> <p>(1) デジタル化をどのように推進していく予定か。</p> <p>(2) 町職員業務の効率化という面ではどうなるのか。</p> <p>(3) 住民サービスの充実という面ではどうなるのか。</p>	町長
4	8番 田川 浩	<p>2. 防災行政について</p> <p>町内各戸に防災無線の戸別受信機が設置されて一定期間が経過した。また、「太良町防災アプリ」が作成されて数か月が経過したところである。そこで以下について問う。</p> <p>(1) 戸別受信機の運用・管理状況はどうなっているか。また、利用者からの意見などはないか。</p> <p>(2) 戸別受信機のエリア限定の放送など、受信するだけでない使用等はされているか。</p> <p>(3) 防災アプリで防災行政無線の火災放送が反映されないのは何故か。</p> <p>(4) 双方向性がある防災アプリを、町道管理に利用できないか。</p>	町長

午前9時31分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は6名であります。

日程から見まして、本日は4番通告者田川議員の質問まで終わりたいと思います。

通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、山口議員、質問を許可します。

○5番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回私がさせていただく一般質問は、太良町と水のこれからということで、水にまつわることを取り上げていきたいなと思います。

私自身、ここ1か月ぐらい風邪を引いたりインフルエンザにかかったり、楽しみにしていた十夜市にも、子供にせがまれていたのに行けなかったりとか、結構健康に気を遣う機会というのが改めて多くなってきたなと思っています。それで、健康と言えば、日々どういうものを食べているかとか、どういうものを飲んでいるか、水を飲んでいるか、そういうのが本当に重要になってきます。町民さんの健康管理に行政的に関わる部分といえば、水回りということで、いろいろな質問をさせていただきたいと思います。

それで、もう一つ皆さんにお知らせしておきたいことがあって、ここに「超限戦」という本があります。「超限戦」です。これはどういう本かということ、中国の軍事評論家の方——軍事の専門家ですね——が書いた本です。それで、戦争はどういうふうこれから起きるかというのを書かれています。それで、毎度おなじみ、兵器で、銃で撃ち合ったりとかミサイルを飛ばし合ったり、そういうのは戦争として起こりにくい。これからの戦争は、まず情報とか金融とか経済とか、そういった形で最初に来て、最後に人間が動くのは、最後の一瞬だけだということになっています。我々の今の状態は、情報に錯乱させられていて、何かいことがあれば悪いことがあるみたいな、どの情報が本当か分からないというのが状況として今すごく多いですけども、平たく言ったら戦時中なんだなと。それで、我々は足元の生活をいま一度見直すためにも、こういった治水関係とか飲み水がどうかとか、海の環境がどうかというのを、もう一度足元を見る必要があるんじゃないかなと思っています。

それでは、質問に移ります。

大雨による災害の激甚化や、様々な環境の変化により、本町における水回りの事情は変化し続けています。将来にわたり安心して暮らしていけるようにするためには、治水や水道関係、海の環境モニタリングなど、多岐にわたる施策を実行する必要があると思います。

そこで、以下について問う。

1、治水について。

近年、河川の氾濫が起っていますが、その原因は何か。

2つ目、河川の氾濫を防ぐために行っている処置はどのようなものがあるか。

3つ目、農業用の水路が壊れている箇所が散見されますが、現状は把握しているか。また、その処置はどのように行っていく計画か。

まず、これについて質問をしたいと思います。

#### ○町長（永淵孝幸君）

山口議員の太良町と水のこれからについてお答えします。

まずは、1点目の治水についての1番目、近年、河川の氾濫が起っているが、その原因は何かについてであります。気象庁のデータでは、20世紀初頭の30年間と最近30年間を比較すると、100ミリ以上の降水日は1.2倍になっております。200ミリ以上の降水日は、1.4倍の出現頻度となっているところでございます。こうした大雨の日数増加に、地球温暖化が関係している可能性があると言われております。また、河川の形状と流下能力、有明海の潮位、河川に設置されている構築物等も関係しているのではないかと考えられております。

2番目の河川の氾濫を防ぐために行っている処置はどのようなものがあるかについてであります。主には護岸の整備や水の流れに影響する支障物の除去を行う必要があります。町河川等は必要に応じ整備費の予算措置や、県河川については県への整備要望を行っているところでございます。

3番目の農業用の水路が壊れている箇所が散見されるが、現状は把握しているかということでございますけれども、またその処置はどのように行っていく計画かということでもあります。

これについてであります。水路が壊れた場合は、水路利用者等の関係者より連絡をもらい、現地確認をし、原因調査等を行い、現状を把握しております。また、その処置については、関係者との協議の中で復旧方法等について検討していくようにしているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

治水について、3つ質問に答えていただきました。

1つ目の河川の氾濫が起っている理由について、これまでよりも温暖化が原因と考えられる大雨が頻発していますということで回答をいただいています。令和2年度に、多良川と

か、氾濫というか、越水したりとか、例えば多良小・中学校の付近、あの辺りが水没、水が多くなって水没したりするケースがありました。その多良川とあの辺の学校周辺が水没した原因、その2か所がそういった状況になった原因というのは、どういうことが考えられたんでしょうか。それについて教えてください。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

令和2年の大雨では、多良川とか、ほかの河川でも大きな水害があり、多良川の河口の各地区、集落では浸水被害とかが実際にあっております。その大きな原因としましては、先ほど町長答弁にありましたように、雨量の増加、異常気象ですかね。そういうことによる雨量の増加によって、今の河川の大きさでは対応し切れないというものが大きな原因ではないかと思っております。それにつきましては、今現在県のほうにも改修についての要望は行っております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

その河川の容量が不足しているということで、県のほうにそういった要望、改善に対する要望を上げられているということで理解をしました。川が越水しないようにするためには、川の隣のほうをかさ上げしたりする必要があると思うんですけども、そういったことは今後計画をされているんでしょうか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

多良川につきましては、先ほど答弁しましたように、令和2年災では栄町と畑田、油津、その周辺ですね。そういうところで多数の浸水もあって、原因としては、先ほど申しましたように、大雨の量によって越水したということで、河川の断面が少ないと、そういうことでうちからのほうも町長を含め要望をしていただいて、多分令和2年か3年頃に、一度県のほうで調査をされております。その結果、かさ上げ等が必要であるような調査結果が出ていることを聞いております。それで、今現在、まだ県のほうにその進捗状況とかをお聞きしておりますが、結局通水断面ですかね、川の断面を広げる必要があるということで、そのかさ上げとか、いろいろ方法については、検討するための測量を今後発注する予定だと今現在聞いております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

今のところ、そういった要望を県のほうに受け取ってもらって、川の調査等を今後行っていくということで理解をしました。素人が考えて、川をもっと掘ったらいんじゃないかなと思うんですけども、そういったことが可能なんですか。川をもっと掘ったら流量が

上がるというか、そういった対応も可能かと思うんですけども、それについてはいかがですか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

議員が言われるように、断面を大きくするために川底を下げるということも一つの方法だと思っております。ただ、河川には計画河床高とあって、もともと護岸とかを造る際に根入れとかを決める基準がございます。その高さがあるから、今の護岸がもっておりますので、あまり必要以上に掘り下げるといことは、護岸の安定とかができないというのがありますので、幾らかは下げられると思えますけど、あまり下げることは難しいと思っております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

掘るにしても、護岸の構造とか、そういったものの強度とかを担保するために、掘るにしても限界がありますと。今後、かさ上げをするに当たっても、まず調査をして、どういったかさ上げをするかというのは今後処置をしていく必要があるということで、当面水が、例えば大雨が降りますというときに、町民さんとして取れる対応というのは、まずもって避難を早い段階でするとか、そういったところに今の状況では集約されていくということによろしいでしょうか。いかがですか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えをいたします。

豪雨、大雨とか浸水被害が起こる前には、気象庁からの警報等が発令されますので、そのタイミングを見計らって、自主避難所の開設から始めて、そしてから避難の指示、避難勧告、避難指示というふうな形で段階を取って、なるべく安全な形で、浸水被害が直接人命に関わらないように対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

まずもって情報を早く取得する、もしくは行政からはそういった雨の状況とか浸水の状況というのを伝えていくというのを第一として、対応をお願いしていくということで理解しました。

近年、いろいろな大雨が毎年続いていて、太良町としてもこういった工事をしたりとか、対処をする、水の流れを変えていくということについて、ここ近年変わっていったこと、考え方を変えていった部分があれば、教えてもらっていいですか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

変わったことということについては、先ほどから言っていますように、主に災害とかが発

生しているのが県河川とかでありますので、以前からいろいろあれば、県のほうには要望とかをしておりますけど、最近、2年災の大雨後とかは各町民さんからも河川の整備については問合せが多くなっておりますので、その分につきましてもその都度県のほうにも相談とか要望とかをしてしておりますので、回数が増えたというか、要望の頻度が増えたということがあると思います。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

県とか国とかとお話をされる機会が、以前に比べたら増えたというような理解をしました。

それで、この河川が氾濫するというのは、言ったらかさ上げをすとか浚渫をすとか、いろいろあると思うんですけども、対応には限界があるのかなというのが正直なところで、想定を超える雨が降った場合というのは、どうしても住民さん、町民さんに早めに避難してくださいという注意を促すしかないのかなと思っています。

それで、こういった避難を促したりとか、情報を出したりしていくときに、例えば防災無線を各戸に配備したりとか、今はLINEとかも始められて、町民さんと情報をやり取りする、情報をお渡しするということについて、ここ数年で大分改善が見られているのかなと思っています。そのあたりの防災無線とか、町民さんへの情報提供というので、ここ数年力を入れられていることについて、少し詳しく教えていただけないでしょうか。

#### ○総務課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

議員御案内のとおり、令和4年度から構築しておりました防災行政無線を更新いたしております。それに伴って一番変わったのは、各戸に戸別受信機を配布したところでございます。これによりまして、防災無線の聞こえが悪いというような従来の住民さんからの苦情は一定程度解消されたものと思っております。

それと、太良町防災アプリというものも併せて運用をいたしております。これにつきましては、防災無線の内容が防災アプリのほうで確認できますので、先ほど何が鳴ったのかしらというのも、文字や、また音声の再生で聞くことができるというものでございます。さらに、LINEによって、プッシュ型の通知ですけれども、今こんなことを太良町でやっていますというようなことで、投げ込みのLINEの情報提供ができるようになっております。住民の皆さんは、それを受けていただくためには、アプリをインストールしていただいて見ただくという作業が必要でございますが、それがあれば、大分情報は浸透していくものと思っております。また、そういったものは高齢者の方は苦手だから、あまり意味ないんじゃないのという意見もあるかもしれませんが、御高齢の方の近くにはある程度スマートフォン等を使っていただく方々もいらっしゃいますので、その方が情報を受信していただいて、高齢者の方にそれをつないでいただくということで、何とかいけるんじゃないかというふう

に行政側としては思っているところです。以前から山口議員さんもおっしゃっていましたように、いろいろなチャンネルのほうで情報を発信してくれというようなことをおっしゃってありましたけれども、ある程度そこら辺のところには近づいていっているのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

大雨があって、先ほど言われたとおり、いろいろな情報のチャンネルを使って情報発信をしていくというのは、ここ近年大分整備をしていただいているんじゃないかなと思っています。私もスマホとかを使っていますけれども、以前に比べて情報がタイムリーに届くような環境が出来上がってきているのかなと思います。

ここに、農地で使う水路、農業用の水路が壊れているということで、そういったところが散見されるというのを町民さんからお伺いすることがあります。実際、経済建設常任委員会でも現地を見に行ったりとかしていますけれども、こういったところで今後の壊れた箇所をどういうふうに町は補修をしていくのか。その具体的な計画があれば、今分かっている状況を教えてください。

#### ○町長（永淵孝幸君）

まず、農業用施設関係の水路にしろ道路にしろ、ここは町が、そういった大雨等であったときは災害で対応するように、まず原則はいたしております。それで、その災害に乗らないような小災害、例えば40万円以下ぐらいの工事費であれば、受益者等と協議して、町の単独事業で行くのか、原材料でやるのか、そこら辺は関係者の方と十分協議をして取り扱うようにいたしております。ですから、先ほど来あっておりますが、多良川の問題とか防災無線の問題ですとかでありますけれども、とにかく大雨が降るといったときは早めの避難をこちらも、町も呼びかけますので、そういったことでまずは避難をしていただいて、人命は守らないかと。人の財産もというふうなことですけれども、財産までは守れない場合があります。ですから、そういったときは人命だけは守るといったことでやっておりますし、基本はですね。そういったことを基本としてやっております。ですから、そういった壊れた水路がいつまでもなっていないというのは、関係者が事前に役場のほうに相談していただかないと、役場のほうでも一部始終見て回っているわけじゃございませんので、そういったところは各区長さん方をお願いをしながら、対応するようにはいたしております。

以上です。

#### ○5番（山口一生君）

その壊れた箇所について、役場のほうで、さすがに全て把握するというのは難しいというのは私も分かります。なので、区長さんらと連携をして、何かトラブルがある、もしくは修理すべき場所があるということについては、行政のほうも、そういったものはどんどん言っ

てほしいと、そういう理解をしています。

こういった農業用の水路とか農地、さっき言われたとおり、災害に乗らないもの、小規模なものについての取扱いというのが悩ましいのかなというのは思っています。持ち主にとっても悩ましいし、行政としても対応がしにくいというのはあるかと思います。

それで、対応の方法として、さっき材料の支給とか、言われていますけれども、こういった自分、もしくはコミュニティー、例えば地区の皆さんで対応できるやり方として、重機借り上げとか原材料支給とか、そういったものがあるかと思っています。重機借り上げとか原材料支給とかというのは、一般の方にはあまりなじみがない言葉かと思うので、その2つ、原材料支給、重機借り上げについて、どういった仕組みなのかをもう一度説明していただけないでしょうか。

#### ○町長（永淵孝幸君）

まず、重機借り上げは、先ほど言った災害にも乗らない、自分たちが関係者で、工事をするより重機等を借り上げて、そして原材料をもらったほうが早く、そして安くて済むといったようなときは、先ほど来言っておりますように、区長さんを通じて要望書が出てきますので、そういったときに担当課で現地調査した上で、重機借り上げ及び原材料を支給していると、こういう状況です。

#### ○5番（山口一生君）

もう少し具体的に聞きたいんですけども、この重機借り上げというのは、誰でも利用できるような制度なんでしょうか。それと、例えば町として、年間どれぐらいの予算をこの重機借り上げというのに今充てられているのでしょうか。

#### ○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

重機借り上げについては、基本的に町内の建設会社から重機を借り上げて、その現場に持っていくと。例えば、うちの町道とかで申しますと、単純に言えばイノシシとかで結構泥とかが道のほうに落ちてきて、幅員が狭くなったりしたときに、工事とかでまず出すまでもないようなものについては、建設業者さんをお願いして重機を出してもらって、土砂撤去とかに対応しております。基本的には、先ほど町長が言われましたように、水路とかの要望書とかが出たところについては、材料支給とか重機借り上げとかで対応していますが、基本的にまず要望書を出されるのが、まず区長さんから要望書を出してもらっておりますので、原則区長さんのほうにうちのほうは、区ですたいね、区のほうに出すようにしておりますので、個人さんに出すということはありません。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

重機借り上げについては、建設会社さんから重機とその操縦をされるオペレーターの方込

みで貸していただける、融通していただけるということでもいいですか。確認なんですけれども、いかがですか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

議員がおっしゃられるとおりに、うちのほうは、例えばバックホー、ユンボですかね、その機械1台とそのオペレーターを貸し出すといたしますか、そういう感じで出しております。先ほど質問の中であった予算についてですけど、すみません、今はつきり覚えていないんですけど、道路関係で多分300万円ぐらいとか、土地改良関係で300万円とか、それぐらいの額を毎年予算計上しております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

私は最初、重機借り上げというキーワードというか言葉を聞いたときに、でも俺も操縦できんけんなどというので、簡単に相談できるようなものじゃないのかなという想像をしていたので、そういった動かせる方込みでそういった制度が町にあって、区長さんを通じてそういった相談をすることができるということを理解しました。

もう一つ、さっきから言われている原材料支給というのがあるんですけども、この原材料支給というのは、どういったものを支給されるのでしょうか。もう少し具体的に教えてください。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

原材料支給ということは、原材料を支給するということですので、先ほど町長答弁にもありましたように、水路とかが壊れて、工事に出すまでもなく、各地区の方で、関係者の方で修復できるような、例えばU字溝、水路のところが悪ければ、その代わりにU字溝を並べるとか、コンクリートで補修する、そういう材料を各区長さんを通じて各地区に町のほうから支給するという制度でございます。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

災害とかが増えてくると、どうしても大規模なものについては災害に乗ったりとか、県とか国とかの補助が、例えば災害の認定を受けてスムーズに修復ができたりすると思うんですけども、先ほどから言われている40万円以下の小規模なものについては、区がその本人と話をして対応していかざるを得ないというケースが結構ありますと。でも、1か所、例えば軽く壊れてきて、そこからどンドンどンドン破損が広がっていく、壊れている箇所が広がっていくというのは、雨の災害とか、よくあることだと思いますので、重機借り上げとか原材料支給、そういった制度を活用しながら、町民さんにも、自分で対応していくというのを今

後お願いするケースが増えてくるというような理解でよろしいでしょうか。

**○町長（永淵孝幸君）**

そういった増えてくるという話ですけれども、自分たちでできないときは、先ほどから何回も言っておりますけれども、区長さんを通じて、そしてこういったところで関係者で困っているところがあるというような要望が出れば、現地に見に行くわけですから、今課長が300万円ぐらいの原材料支給等を、重機借り上げ等を含めて組んでいるようなことを言いましたけれども、まだ時期によって災害に乗らないような小災害とかになった場合は、今のようないふふも増えてくるというふうなことで考えておりますので、今後もそういった自分たちでできないところはどんどん役場のほうに言って、区長さんを通じて役場に言ってもらうというようなことで、今も既に区長さん方にそういったお話はしておりますので、今後もまたそういったお話をしながらお願いしていきたいと、このように思います。

**○5番（山口一生君）**

いろいろな人手が不足しているとか、役場の中も工数が足りていないという状況の中で、こういった災害の対応、いろいろな水路の機能の維持とか農地の機能の維持、里道の機能の維持、そういったものというのは、今後どんどんどんどん増えていくものかなと思いますので、こういった重機借り上げとか原材料支給、そういったものがどういう制度なのかというのを町民さんにもっと周知をしていただいて、自分でできる部分は自分でしていくというのをも併せて、協力、協議をしていくような体制を今後つくっていく必要もあるのかなと思っています。もちろん、大がかりなものになったら、素人ができる範囲を超えてきますので、そういったところはプロの建設会社さんのほうに適切にお願いをして、入札をして対応していくということになっていくかと思っておりますけれども、いろいろなやり方がありますよというのはぜひ町民さんに、いろいろな手段を使って周知をしていただきたいなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

次が、生活用水（飲料水、生活排水）についてです。

水に関することということで、今回は、この質問では飲み水と出していく、排水していく水について質問をしていきます。

1つ目、本町における飲料用水は地下水が主であるが、その安全性は担保されているのか。

2つ目、合併浄化槽の普及率はどれほどか。また、普及による環境負荷はどのように低減されているか。

3つ目、太陽光発電パネル敷設地の周辺から有害物質が検出されるケースがあるが、本町ではどうか。

以上、3つについてお答えください。

**○町長（永淵孝幸君）**

山口議員の2点目の生活用水（飲料水、生活排水）についてお答えします。

1 番目の本町における飲料用水は地下水が主であるが、その安全性は担保されているのかについてであります。地下水を主な水源として使用している本町の飲料水の安全性については、厚生労働省で定めた水質基準に基づいて管理しており、国の登録を受けた水質検査機関による検査を実施し、安全性の確保に努めております。

2 番目の合併浄化槽の普及率はどれほどか、また普及による環境負荷はどのように低減されているかについてであります。合併浄化槽の普及率につきましては、合併浄化槽のみのデータはありませんが、令和4年度末現在の汚水処理人口普及率で申し上げますと、52.7%でございます。

また、普及による環境負荷はどのように低減されているかについてであります。水の汚濁指標として用いられるBOD（生物化学的酸素要求量）について関係機関の報告によりまると、合併処理浄化槽設置におけるBOD除去率は90%以上の効果が見込まれ、処理水のBODの数値は10分の1まで低減できるとの報告がなされております。

3 番目の太陽光発電パネル敷設地の周辺から有害物質が検出されるケースがあるが、本町ではどうかについてであります。これまでそのようなケースで本町に報告、相談等があった経緯はございませんので、分かりません。

以上です。

#### ○5 番（山口一生君）

2 点目、生活用水、飲み水と排水についてお答えいただきました。

1 つ目、飲料用水というのが町にとっては重要なものでありまして、ここがもし揺らぐようなことがあれば、町としては問題かなというのを感じています。太良町の場合、ほとんどが地下水をくみ上げて、それを適切に、例えば消毒なり何なりして各家庭に配水されているかと思うんですけども、どういった項目について検査をされているのか、その詳細について詳しく教えてください。どのような項目を飲料水は検査をしているかですね。

#### ○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

項目につきましては、人の健康に関連する項目として31項目、生活利用上または施設管理上、障害の生じるおそれのある項目として20項目を合わせた51項目を基準項目として、項目ごとに基準値が定められております。

以上でございます。

#### ○5 番（山口一生君）

31項目と20項目、51項目について検査を行っているということによろしいでしょうか。

#### ○環境水道課長（川崎和久君）

議員お見込みのとおりでございます。

#### ○5 番（山口一生君）

51項目について検査をされているということです。それで、地下水をくみ上げたときに、まず検査をされるかと思うんですけれども、その途中で水道管を通して家庭から出ていく、例えば大もとでの検査と出口での検査、その2か所で検査を現在されているのでしょうか。何か所ぐらいで検査をされているのか、それについて教えてください。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

本町で行う水質検査の内容につきましては、先ほど申しました厚生労働省で定められた51項目から成る基準項目や、クリプトスポリジウム等の対策指針に基づく項目について行っております。原水においては、51項目のうち39項目を年1回実施し、指標菌、これは大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査を年4回実施しております。また、給水栓、水道蛇口においてですけど、そちらのほうの検査につきましては51項目をおおむね3か月に1回、うち9項目についてはおおむね月1回実施しております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

厚生労働省が定める基準に従って、年1回行うものもあれば、年4回とか3か月に1回、結構まめに検査をされていると。それで、私がたまに、職員の方が毎日水源のほうに行かれているのもお見かけするんですけれども、あれは何をされているのでしょうか。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

職員において、日々色、濁り、塩素の効果などについて確認を行っております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

飲み水ということで、何かあったらすぐに変化を捉えて対処ができるように、日々職員の方も自分で目視というか、見に行くことによって安全性を担保されているということで理解をしました。

端的に聞きたいんですけれども、そしたら太良町の飲料水というのは安全なんでしょうか、今のところ。いかがでしょうか。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

これらの検査において、安心・安全な水の供給には努めております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

数値上では安全だと思われるということで、そういったものを優に十分な検査等も行っているということで理解をしました。

それで、太良町は人間だけじゃなくて、家畜等も相当数この中で生活をしています。生活をしているというのは言い方がおかしいですけども、家畜等も大量にあります。そういった家畜等に与える水も、家畜の、例えば品質とか健康状態を決める上で重要ななと思っています。どういう水を飲んでいるかですね。そういった、今のところ、例えば豚コレラとか鳥インフルとか、家畜の健康状態も適切に管理するというので、各畜産農家の方も気を配られると思うんですけども、そういった家畜が飲む水について、何かしら困っていらっしゃる場所があるとか、例えば汚染があるとか、そういった報告等は町に上がってきていたりするんでしょうか。いかがですか。

**○農林水産課長（今田 徹君）**

お答えします。

今現在、家畜農家からそのような水質についての問合せとか、相談とかは受けておりません。

**○5番（山口一生君）**

今のところ、そういった相談とか、汚染についての相談とか、報告はあっていないということで、そしたらその家畜が飲む水についても、太良町内では今のところ安全だと言えるということでいいでしょうか。

**○農林水産課長（今田 徹君）**

お答えいたします。

家畜が飲む水について、町は把握しておりません。各畜産農家が管理されておりますので、町に報告義務もありませんし、町も検査するようにはしておりません。

以上です。

**○5番（山口一生君）**

今のところ、そういった声が上がってきていないので、安全というか問題がないんじゃないかということで、行政のほうでは考えられているということで、私のほうも理解をしました。

次に、飲み水のほうは大分検査等もされて、地下水の水源の汚染とかもないということで理解をしたんですけども、人間が生活の排水を出していくというので、合併浄化槽の普及を大分後押しをされています。こういった合併浄化槽の普及が52.7%まで来ていて、こういったことによって、行政として汚水、家庭から出る排水が以前に比べてよくなっているかどうかというのは、どういうふうな指標とか考え方をもって町の排水の汚染具合というか、適切に処理されているかというのを測られているのか。それについて、今言えることがあれば教えてもらってもいいですか。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

他の自治体の合併浄化槽整備による水質改善効果の調査事例などによりますと、環境に与える汚濁負荷は小さく、地域の河川などの水質改善効果が報告されております。本町においても、効果は見込まれていると思っております。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

個々の家庭から排水、もちろん何の処理もせずに排水するということになると、合成洗剤とか、ふだん我々が使う石けんとか界面活性剤が含まれているようなものがそのまま自然界に流出するということになりますので、かなり環境負荷が高いのかなと思います。そういったところで、こういった合併浄化槽の普及を促すことによって、そういった環境負荷を低減するというのには一定の効果があるんじゃないかなということで町も認識されているのかなと思っています。

それで、これは私が端的に何を聞きたいかという、太良町の河川というのは、そしたらきれいな状態に保たれているということで理解しておいてもいいんでしょうか。いかがですか。

#### ○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

河川の水質などに関する苦情や相談については県の管轄となり、その対応については市町の協力を得ながら県のほうで進める形となります。現状においては、県のほうから町内の河川において、色の変化や異臭などの苦情、相談があったとの報告は受けていない状況でございます。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

川に流れ込むものとしては、そういった家庭の排水とかというのが主になるかと思います。一部、いろいろなものが、何か不法に投棄されているとか、そういったことがあれば、すぐに皆さん気づくことだとは思っているので、そういった報告は今のところないということで、比較的きれいな状態に河川が保たれているんじゃないかということで町は認識をされているということで、私のほうも理解をしました。

次に、太陽光の発電パネルというのがあります。以前、私も一般質問で取り上げたことがあるんですけども、この太陽光の発電パネルから、そこの敷設している農地のところから、重金属等が検出されることがあります。もちろん、製造に当たっていろいろな重金属、例えば鉛とかカドミウムとか、そういった自然界にあって、人間がそれを吸収すると健康を害するおそれがあるものというのがまき散らされている可能性があります。太良町の太陽光パネルは最近どんどん増えてきていますけれども、そういったところで今のところそういった周辺を検査、土壌を検査したりとか、そういったことは今されていないということで回答をも

らっていますけれども、今後そういったものについて、例えばどういうケースが全国的にあっているかとか、どういう環境負荷があっているかというのを調査したりするというのは、今後考えていらっしゃるのでしょうか。いかがでしょうか。

**○町長（永淵孝幸君）**

この太陽光については、今農家が高齢化して、どうしても耕作できないといったところに設置されているところが多いようでございます。ですから、農家もできるだけ荒廃させないという思いの中で、そして幾らかでも収入を得ようというふうなことで、太陽光のそういった業者さんと契約をされていると思っております。ですから、そういった太陽光が原因となるような被害が出たとか、出るおそれがあるということが分かれば、町のほうでも検査をする必要があるのかなど。飲料水は、ほとんどが太良町は地下水に頼っているわけありますので、そういったところが地下水に入り込まないような対応をしていかなきゃいけないと思っておりますが、今のところそういうお話も、今議員からのお話の中でそういう被害が出ているところがあるというふうな状況でございますので、そこら辺をもう少し精査しながら、町としても対応していかなきゃいけないのかなという思いはいたしております。だから、今すぐ、じゃあ調査しますよということじゃなくて、そういった情報収集も必要かなということはお思っております。

以上です。

**○5番（山口一生君）**

いろいろな、私が一番気にしているのは、飲み水が汚染されてしまうというのが、本当に町にとって致命的なことになりかねません。別に、例えばお金がクラッシュしたとしても、食べ物がしばらくなかったとしても、端的に言えば、水さえあれば食いつないでいくことができます。例えば、何かを育てたりとか、そういったこともできます。しかし、もし飲み水が何らかの形で汚染されるようなことがあれば、太良町自体住めなくなってしまうと。ある地域に住めなくなってしまう。その原因が人間の生活の活動だったり、そういった太陽光のパネルから何かしらが流出したとか油が流出したとか、そういったことが原因とならないように、そういったこともあるよということで、行政のほうには注意をしていただきたいなというところが私の要望です。

時間もありませんので、3つ目ですね。

海の環境のモニタリングについて。

1つ目、町で行う調査はどのようなものがあるか。

2つ目、貝毒の調査はどのように行っているか。

3つ目、有明海の環境はどのような状況だと町は認識しているか。

以上、3点について回答をお願いします。

**○町長（永淵孝幸君）**

山口議員の3点目、海的环境モニタリングについてお答えします。

1番目の町で行う調査はどのようなものがあるかについてであります。太良町で行っている調査はございませんが、国の機関であります水産技術研究所において、有明海的环境モニタリング調査として、1つ、船舶による観測調査、1つ、計測器による海水の表層、低層の連続観測調査、1つ、自動観測ブイによる連続観測調査が行われております。調査内容は、水温、塩分、濃度、濁度などであります。

2番目の貝毒の調査はどのように行っているかについてであります。太良町が独自で貝毒の調査を行っているわけではなく、佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所が検査機関へ貝毒等の検査を依頼されております。今までに、有明海で貝毒が検出された事例はございません。

3番目の有明海的环境はどのような状況だと町は認識しているかについてであります。ノリ養殖については令和3年季、4年季と2季連続で不作、カキ養殖についても令和元年から水揚げ量が減少しております。また、その他の魚介類についても、年々減少傾向にあります。このような状況から、海況が変化しているものと認識はいたしております。

以上でございます。

#### ○5番（山口一生君）

3つ目ですね。海的环境のモニタリングということで、山の上から川を伝って海に水が流れ込むということで、最後に海の質ををさせていただきます。

町で海的环境調査を行っているということはないけれども、国の機関である水産技術研究所が有明海的环境のモニタリングをされて、海の、有明海の状況というのを定期的に検査されているということで理解をしました。かなり多くの項目にわたって検査をされていますし、太良町だけで海的环境をどうこうするというのはかなり厳しいということは、私も理解をしています。海に全てのものが流れ込む、最後にそういった結果が出る場所でもありますので、太良町独自で何かするというのは、正直難しいのかなと思います。ほかの市町とか、ほかの福岡県とか熊本県とか、いろいろなところと連携をしながら、海的环境の改善を図っていく必要があるのかなと。もちろん、長崎県もですね。

それで、今そういった状況の中で、例えばノリがここ何年も、3年以上不作であったりとか、貝も、カキ、竹崎カキとかがありますけれども、突然変死したりすると。そういったノリとカキの状況について、どういう認識をされているのか、どういう栽培、どういう状況かというのを、町の認識について教えてください。

#### ○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

ノリもここ3年、4年と不作が続いておまして、今年度も、第1回目の入札がありましたけど、多良地区についてはあまり思わしくない状況だと報告を受けております。カキについても、令和元年ぐらいからあまり漁獲量も増えていないということを知っておりますし、

その原因といたしましては、先ほどからと申しますか、海況の変化があるのではないかと申すように言われております。例えば、海水温の上昇とか栄養塩不足とかプランクトンの大量発生とか、そういうふうなものが原因だということで聞いております。

以上であります。

#### ○町長（永淵孝幸君）

補足します。

今、この有明海の環境変化、海況の変化については、いろいろ言われております。学者がおられて、例えば諫干の問題とか、それからいろいろ先ほど議員が言われたように、家庭排水を含めての河川の汚染の問題とか、そういった複合的な要因の下に有明海も汚染されているんじゃないかという思いは、私個人的にはしております。しかし、そこを漁業者にしてみれば、諫干も開門して調査をしてほしいということでもありますけれども、国はそれじゃなくて、あくまでも開門しない方向での有明海再生に向けて取り組むといったお話もされております。それで、先般漁協のほうも、じゃあ、それで行こうというふうなことで、有明海再生を優先してもらおうというふうなことをして、お話もされて、国とも協議していかれるようでございますので、そこら辺を見て、我々も状況を見ながら、有明海の再生についてはどうなっていくのかという思いはしているところでございますが、今のノリとかカキの原因が何にあるのかということは、私たちも専門家ではございませんので、分かりません。

ただ、私が国のほうでお話しさせていただくのは、水産振興協議会の理事をさせていただいております。国の機関を太良町に、大浦付近に置いて、そして常時、有明海を見ながら判断をしてほしいという要望をいたしております。話を聞けば、佐世保付近にあるということらしいですけれども、佐世保付近にあったって、有明海は常時分かんやろうもんというふうなことで、そういう要望をしておりますけれども、今後どういった形を取られるのか、状況を見ていきたいなど、このように思います。

以上です。

#### ○5番（山口一生君）

有明海の状況については、複雑怪奇というか、いろいろな原因が考えられると思います。先ほど町長が言われたとおり、例えば諫干の問題もしかり、いろいろな海の状況、河川の状況、いろいろな生活の環境とか、海でやっていることというのがどんどんどんどん、何十年もかけて変化していった結果が今だと思っています。先ほど言われたとおり、国のほうとこちらの太良町のほうで感じていることというのが、ずれがあるというのは私も感じていて、開門の調査等も含めて国のほうには理解をもらって、海の状況がここまで悪くなっているというのは、皆さんにも周知していくべきことなんじゃないかなと思っています。

それで、いろいろな関係者がいるかと思えます。時間がないのであれですけれども、今回水のことについて取り上げたのは、もちろん海の状況が悪くなっているというのもあります

けれども、お互い何となく自分の身を振り返ったときに、思い当たることがあるんじゃないかなというのが私の個人的な思いでもあります。何か1つが原因となって、今海がこういう状態になっているとか、自然環境がこういう状態になっているというよりは、生活のスタイル自体が大きく変化してきたことも一因なんじゃないかなと思っています。それで、皆さん自分が住んでいる環境、自然環境について関心が高まっている。自分のもちろん体の健康状態の維持についても関心が高まっているし、自分が住んでいる自然環境についても関心が高まっているタイミングかなと思います。こういったときに、町民さんとか、いろいろな方々を集めて、一度話をする場をつくってみてはどうかと思います。太良町内での環境について考える会議とか、そういったものが今後必要になってくるんじゃないかなと思います。このタイミングでもし話ができなければ、我々の次の世代とか次の次の世代に太良町が残せないんじゃないかなというような危惧もありまして、こういったことを言わせていただいています。こういった環境について考える機会を町民の多くの人と一緒に持つという考え方について、町長はいかがお考えでしょうか。

#### ○町長（永淵孝幸君）

例えば、今有明海については、いろいろな部会がございます。例えば、カキ養殖、カキ生産振興協議会とか竹崎カニの協議会とか、そういったところの中では、この有明海については特にいろいろ話も出ております。ですから、太良町全体で、例えば山のほうについては森林組合を中心として山の手入れをしてもらいながら、いろいろな、その中でも、うちのほうも山林運営委員会ですか、そういったところもございますし、そういったところでいろいろなもろもろの意見を聞きながら、そして皆さんが全部こぞって話すというのはなかなか、おのおの分野が、山林、また海とか、違う。しかし、県が今やっております森川海人というふうなことで、森を育てて、川を通して、森で育った水が有明海に行って、いい海水になるというふうな思いの中でされておりますので、そこら辺については町でも植林して、何かそういう海と、そして山の人たちが一緒になってできるようなことは計画してみたいというふうなことで、今担当課とは話をしているところでございます。

以上です。

#### ○5番（山口一生君）

時間も来ましたので最後にしたいんですけども、私が単純に思っているのは、どうやったら次世代にいい環境を残していくことができるかという、その1点に尽きます。我々は、どこからか来てどこかへ行くんですけども、せめて来たときよりも美しくということで、みんなでそういったところについて考える機会をつくって、いろいろな行動が取ればなというふうに考えております。

以上です。

#### ○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、所有者不明の土地について、農地及び農業施設用地の管理等について、不登校対策についての3点を質問いたします。

それでは、所有者不明の土地についてですが、年々増えていく所有者不明の土地の解消策として、来年度より、相続した土地の登記が義務づけられました。

この所有者不明の土地対策について、1点目、現在全国で所有者不明の土地はどれぐらいか、また町内の状況はどうなっているのか。

2点目、所有者不明の土地が増加することで、増える課題は何か。

以上、2点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、所有者不明の土地についてお答えします。

1番目の現在全国で所有者不明の土地はどれぐらいか、また町内の状況はどうなっているのかについてであります。現在全国の所有者不明の土地の数量に関する確たるデータは公表されておりませんが、平成29年に所有者不明土地問題研究会において行われた調査によりますと、2016年の所有者不明土地面積は約410万ヘクタールと推計されており、これは九州本土の面積368万ヘクタールを超えるものであります。また、町内の状況はについてであります。所有者不明の土地の定義について、不動産登記簿等の公開情報を基に調査しても所有者が判明しない、または判明しても所有者と連絡がつかない土地とした場合、筆数で約9,500筆、面積で約942.7ヘクタールであります。太良町の全面積の約13%と推計しております。

2番目の所有者不明の土地が増加することで増える課題は何かについてであります。所有者不明の土地の増加は、管理不能による生活環境の悪化を招き、所有者探索に多くの労力を要し、インフラ整備や防災に関する重大な支障となるほか、固定資産税の徴収不能につながるなどの問題を生じさせております。これらの問題解消に向け、所有者不明土地の円滑な利用及び適切な管理の仕組みづくりや、所有者不明土地自体の発生を予防する仕組みづくりが課題となっております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

所有者不明の土地につきましては、年々増加する傾向にあり、土地の相続の際に登記の名義変更が行われない、都市部に移った子供たちが親の死後、土地の相続をしない、登記するには手数料が高い、相続登記の申請は義務ではなく任意であり、不利益を受けることが少なかったなどの理由で、手続が進まない状況だったようです。

平成31年3月議会の一般質問でも、太良町の所有者不明の土地についてお尋ねをしました。当時は、8,600筆857万7,000平方メートルとの答弁でした。今回は、9,500筆942万7,000平方メートルと、約1割ほど増加をしております。このような状況を担当課としてはどのように分析していらっしゃるでしょうか。

**○税務課長（羽鶴修一君）**

お答えいたします。

平成31年3月議会質問時より、筆数で900筆、面積で85万平方メートル増加しているところでございますが、この数値に関しましては、不動産登記簿において所有者が死亡、転出後、新たに登記をなされていないものを計上しているため、大きな数値となっており、相続登記が確実に履行されていない状況の表れと感じております。この所有者不明土地増加の要因は全国的な問題で、高齢化に伴い相続件数が増加する中、相続登記を行わなくても特に不利益が生じないなど、土地に対する所有者意識の低下がもたらすものと考えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

相続登記が確実に実行されていないという認識かなというふうに思いますが、平成31年3月議会で、共有名義についても質問をいたしました。共有名義の土地が495筆、82万平方メートル存在するとの当時の答弁でしたが、現在の状況はどのようなものか。また、今後は関係者が増え過ぎて、固定資産税の納付についても不透明な状況が発生するのではないかと考えますが、この共有名義の土地については、今後どのような対策を考えていらっしゃるでしょうか。

**○税務課長（羽鶴修一君）**

お答えいたします。

現在の共有名義の状況でございますが、土地が471筆、面積で79万6,000平方メートルでございます。ほぼ横ばいの状況かと考えております。共有名義に対する課税上の対応としましては、登記簿記載の筆頭者を代表者とし、納税通知書の送付及び納税をお願いしております。共有名義に関しましては、所有者おのこの諸事情により決定されているところでございます。共有にする弊害としましては、相続が続いた場合、利害関係が複雑になってしまうことや、土地の処分をしようとしても、1人では売却できないなどが挙げられ

ます。これらの対策としましては、民法の改正により、所在不明共有者の不動産の持分取得が可能になるなど、共有関係の問題解消が図られておりますが、裁判所への申立てが必要になるなど、手続上、労力や費用、時間を要するものと感じております。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

これも労力や費用が発生して、なかなか進まないのではないかとというふうに危惧をしております。

この所有者不明の土地が社会問題として浮上したのは、東日本大震災からでした。震災後の道路建設、まちの再開発、農地等の集約、災害復旧のために所有者を探すのに、莫大な時間と費用がかかりました。平成30年には特別措置法を成立させ、地域住民が利用する公益性の認められる土地であれば、知事の許可で所有者不明の土地を10年間使用してもいいというようになりました。しかし、そのような政策では根本的な解決には至らず、国としても予算計上し、様々な調査をした結果、2024年に新制度が施行されることとなります。この新制度の内容を簡単に説明していただきたいと思います。

#### ○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、所有者の死亡後、相続登記がなされない場合、災害の復興事業や取引などが進められないなど、様々な問題が発生しております。このような所有者不明土地を防ぐために、法の改正により2024年4月から相続登記が義務化されることになりました。主な内容としましては、相続が原因で不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由なく申請をしない場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。また、相続人が登記の申請義務を簡単に果たせるような観点から、相続人申告登記制度が創設されました。自分が相続人であることを登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務を履行したものとみなす制度でございます。ただし、権利に関しての登記をするものではございませんので、相続等財産の売却は実質できないなどのデメリットがございます。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

今御説明がありましたように、2024年4月からの新制度は、登記をすることが義務づけられた、今までは任意で、してもしなくてもよかったのが、絶対しなくてはいけないという義務づけをされたということで、不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないと。それで、それをしなかった場合は10万円以下の過料、罰金ですね。そこまで決められました。

また、この新制度とは別に、今年の4月より国庫帰属制度が始まりました。利用のニーズ

がない土地を所有する負担感が、所有者不明土地の発生につながっているということを受け、相続した土地の管理に困っている人は、法令の要件を満たせば、相続した土地の所有権を手放して国の土地にすることができる。その際は、一定の費用負担が発生すると聞いております。この負担金と法令の要件とはどのようなものなのか、御説明をお願いします。

**○税務課長（羽鶴修一君）**

お答えいたします。

相続土地国庫帰属制度は、先ほど議員に御説明していただいたとおり、令和5年4月から施行されており、土地を手放して国に引き渡すことができる新しい制度でございます。その負担金については、10年分の土地管理費が相当額となっております。宅地、田、畑、雑種地については1筆につき20万円、ただし隣接している場合は1筆とみなして可能でございます。森林については面積に応じて算定され、具体的に申し上げますと、3,000平方メートルで約30万円となっております。また、この制度が該当しない法令の要件といたしましては、その土地に建物が存在する場合、担保権などの権利が設定されている土地、通路など、他人が使用を予定されている土地、あと有害物質に汚染されている土地、境界不明や所有権などの争いがある土地、こういう土地は却下となり、そのほか崖のある土地ですとか、通常の管理または処分をするに当たって過分の労力や費用を要する場合は、不承認となることになっております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

この国庫帰属制度をはじめ、様々な制度が今できておりますけれども、この制度がよく分からない町民の皆さんが税務課のほうに相談にいらっしゃるのは可能でしょうか。

**○税務課長（羽鶴修一君）**

お答えいたします。

相続登記の義務化というものが法務省のほうで広報されているに当たり、相談される件数も徐々に増えております。その際は、できるだけ丁寧に、こちらが伝えられる情報はお伝えするようにしておりますので、来ていただいても大丈夫でございます。

以上です。

**○6番（待永るい子君）**

この制度も費用がかかる制度ではありますけれども、この国庫帰属制度や、来年4月に施行される新しい制度について、法務省の調査によりますと、よく知らないとか全く知らないと答えた人が66%いたそうです。町内でも同じ傾向ではないかと考えますが、太良町としては、所有者不明の土地を減らしていくための広報について、どのように考えておられますか。

**○税務課長（羽鶴修一君）**

お答えいたします。

現在、町が行っている広報は、「町報たら」やホームページへの掲載でございます。そのほか、死亡手続を行われる際に、法務省のリーフレットにて相続登記の必要性を御説明しております。この死亡手続の際でございますが、以前は固定資産税が課税された方がお亡くなりになったときのみ、税務課のほうに手続を御案内しておりましたが、現在は、手続の際は税務課のほうへ皆さんおいでいただくようにしております。これによりまして、相続人の方と直接お会いする機会を増やし、相続登記について意識づけをできるよう努力しておりますところでございます。

また、先ほどもありましたけど、相談窓口の際には、航空写真などを確認していただくことによりまして、できるだけ分かりやすいように、きめ細かな対応を心がけているところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

今までと同じやり方ではなかなか進まないと思いますので、様々な工夫をお願いしたいと思っております。

所有者不明の土地増加による課題として、固定資産税の徴収不能につながるという答弁がございました。現在はどのような対策を講じておられるのか、また今後はどのように対策していくのか、お尋ねをいたします。

#### ○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

固定資産税の課税におきましては、相続登記がなされていない場合でも、相続人の方より相続人代表者指定届を提出していただくこと、または調査により相続人を特定することによって、課税漏れを防いでおります。しかし、近年町外の相続人代表者指定届を提出された方が相続登記を行わないままお亡くなりになられ、その結果納付書が届かない、そのようなケースも出てきております。この場合、相続が複数回続いておりますので、相続人の方の人数が多くなり、その全員について住民票や戸籍の請求を行い、調査をかけなければならない、多大な労力と時間を要するところでございます。このような諸問題を解決するためにも、相続登記の義務化が適正に機能することが最大の対策と考えております。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

新制度になり、不動産を相続した相続人は登記をすることが義務づけられましたが、登記をする費用の負担などで実行する足取りは重いのではないかと危惧をしております。担当課としては、何か推進策を考えておられますか。

#### ○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

現在、町単独での直接的な施策を講じる予定はございませんが、国の税制改正により費用負担軽減策が幾つか実施されておりますので、御紹介させていただきます。

1点目は、土地の評価額が100万円までは、登録免許税が免税措置となっております。以前は、都市計画区域外で評価額が10万円まで、こちらが対象でございましたが、対象を全国の土地へ拡大し、金額の引上げを行われているところでございます。これは、評価の低い土地に関して、手間をかけてまで相続登記をすることをちゅうちょしていたようなケースを防ぐものと考えております。

2点目は、相続により取得した土地を登記する前に死亡した場合、その死亡した方を登記名義人とする場合、登録免許税を免税とする、そのような措置もございます。

また、相続人申告登記制度、前の質問でお答えしておりましたが、そちらを利用することによりまして、相続登記の申請義務を果たすことが可能となっており、提出書類も簡易なもので、登録免許税についても非課税となっているところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

このまま所有者不明の土地が増加していかないように、町独自のサービスなども今後は検討していただき、防止対策を強化していただきたいと思っております。

続きまして、2点目、農地及び農業施設用地の管理等についての質問に移ります。

農地及び農業施設用地の管理等については、様々なところで補修、改修の時期が来ており、早急に対策する必要があると見られます。

この対策について、1点目、農地及び農業施設用地等の管理についての要望書は、どれくらい提出されて、どれくらい解決をしたのか。

2点目、今後補修、改修等についてはどのように考えているのか。

以上、2点について質問をいたします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、農地及び農業施設用地の管理等についてお答えします。

1番目の農地及び農業施設用地の管理等についての要望書はどれくらい提出され、どれくらい解決したのかについてであります。近年の要望書の提出件数と対応済み件数は、令和2年度で提出23件、対応済み21件、令和3年度で提出17件、対応済み15件、令和4年度で提出13件、対応済み7件、令和5年度が10月末で提出11件、対応済み6件となっております。

2番目の今後の補修、改修等についてはどのように考えているのかについてであります。今後農業従事者の高齢化や後継者不足等により、日常的な維持管理が以前のようにできなくなり、補修や改修等が必要な箇所も増加してくると考えられます。必要に応じ、施設利用関係者と対応策等を協議検討し、地元調整完了後に改修等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

私たち経済建設常任委員会は、委員長報告でも申し上げましたように、農地及び農業用地の管理などについての現状を把握するため、町内を視察いたしました。豪雨災害の後、補修、改修されず、危険な状況のところもありました。要望書が提出されても、対応されずに残った案件、令和2年度2件、3年度2件、4年度6件、5年度5件、5年度はまだ年度途中なので数の変更があると思いますが、残った案件の理由と、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねいたします。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

令和2年度から令和5年度までに提出された要望書のうち、未対応の理由と対応についてということでございますけれども、まずは令和2年が災害対応に追われまして、早急に対応できていなかったということもございます。それで、まず令和2年度の2件と令和3年度の2件、計4件につきましては、まず回答者からの回答待ち、うちから投げかけて回答待ちの分が1件、それとほかの3件につきましては同一地区からの要望でございます、その同一地区からの要望書がほかにも多数出されております。うちのほうとしても、実施が同一地区に偏るのを避けるために、地区の関係者に優先順位をつけてもらっております。その優先順位に基づいて現在実施している状況でございますので、順次対応していくことになると思います。あと、令和4年度の6件につきましては、2件は現在実施に向けて対応中でございます。他の4件は、本年度中か、遅ければ令和6年度中には実施予定となると思っております。令和5年度の5件につきましても、多分令和5年度では対応できない、前のともありますので、できないかもしれませんので、令和6年度頃かなと思っております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

お尋ねなんですけど、要望書は基本区長さんを通しての提出だと思いますが、同一地区が多数あるということはどういうことなんでしょうか。時間軸の問題でしょうか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

同一地区からということ、区長さんから要望書が出されるんですけど、その地区内においても多数の農地とか農業用水路とか農道とかの整備の要望が、同一地区から何か所も出されたということで、例えばその地区だけを一遍にしますと、ほかの地区が、うちのところはまた要望を出しているのにと、いろいろ意見も出ますので、そこはうちが順番をつけられないので、地元にお話ばして、どこからしますかということで順番をつけてもらって、現在実施している状態でございます。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

工事をするとなると、どうしても費用がかさんで年度消化ができず、残されてしまう可能性が高くなるというのも1つありますけれども、その一つの方策として、原材料支給制度があると思います。この原材料支給についての決まり事はあるのでしょうか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

原材料支給の決まり事でございますけど、うちのほうで原材料支給の内規というものがございまして、農道については幅員1.2メートル以上、関係者が2戸以上利用のもの、農業用水路も関係者が2戸以上の利用のあるものが支給対象となっております。また、あと要望とかで施工延長が長い場合は、一度にはそこに出せませんので、単年度の延長を200メートル程度ということで支給しております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

この原材料支給は、近年3年ほど、どれくらいの予算で推移をしているのでしょうか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

原材料支給の予算につきましては、令和2年度は550万円、令和3年度が400万円、令和4年度が380万円、令和5年度は現在500万円となっております。基本的な考えは、当初予算で400万円計上させていただいて、要望とかの内容によって、必要に応じて補正とかで対応して、予算の増減を行っております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

事業者の皆様も、精いっぱいできることは自力で頑張っておられると思います。自治体としても、できる限りの応援は必要だと考えます。今後、原材料支給の拡充は考えていらっしゃいますか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

拡充ということですが、当初から、例えば今年度中にも要望箇所が多数出て、次年度にどうしても処理しなければいけないような緊急の案件とかがありましたら、予算の増額とかは検討してみますけれど、基本的には先ほど言いましたように、基本400万円の予算でまず当初予算を組みまして、あとその年の要望状況とかに応じて、必要に応じて予算の増加とかは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

確認ですけれども、じゃあ、拡充はしないけれども、必要があれば補正予算で対応していくということでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

おっしゃられるとおりに、当初予算は取りあえず固定しておりまして、そのときの状況により増額補正とかを今後も行っていく予定でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

高齢化が進み、草払い事業などができなくて、農作業の妨げになっている事業者も多いと考えます。申請があれば、この方たちに防草シートの補助は可能でしょうか。また、防草シートの価格と耐用年数はどれくらいでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

防草シートの価格と耐用年数についてでございますけど、防草シートも各メーカーからいろいろ出ております。厚みの違うものとか寸法の違うもの、それで一概には言えませんが、昨年度うちのほう、建設課のほうで広域農道に使ったものが幅2メートル、長さが20メートルのもので3万円、あと耐用年数が、そのカタログを見ますと13年から18年と記載されております。あと、防草シートを設置する場合は、あれはシートですので、布製というかな、破れやすいとかというのがあります。ですので、その前にまず設置箇所の整地とかを十分にやってもらわなければならないと。そして、2メートル幅とかでありますけど、つなぎ目とかを十分してもらい、風とかでも飛ばないようにとか、いろいろある程度の知識が必要になるかなと思っておりますので、各地区への材料支給については今のところ考えておりません。

それと、また先ほど原材料支給の決まり事の中で答弁しましたように、材料支給の支給箇所が農道や農業用の水路と限定しておりますので、個人さんの農地には支給は行っておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

個人事業者に対し、事業を管理、継続していくための施策や補助はあるのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

農地の保全というものは、町にとっても重要な施策だと認識しております。現在、建設課のほうで実施しているものは、町が実施するものは土地改良事業とか災害復旧事業がございます。あと、個人が行うものでは、荒廃地防止や農作業の労力軽減、そういったための農地

基盤整備事業というものがあまして、畑の基盤整備や水田の永久畦畔を対象としております。対象要件とか限度額がありますけど、補助対象事業の8割を町が補助する制度がございます。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

町内全体の高齢化は、日々進んでいる状況です。今までの施策では、行き渡らない部分が多々出てくると思われます。答弁でも言われたように、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、日常的な維持管理が以前のようにできなくなり、補修、改修等が必要な箇所が増加しております。少しでも多くの環境整備をしていくためには、具体的に原材料支給の拡充や、防草シートの活用のための予算措置など、前向きに考えていただき、持続的、安定的農業を目指す環境づくりのさらなる強化を要望して、最後の質問に移ります。

3点目の不登校対策についての質問ですが、文部科学省の調査で、2022年度の全国小・中学生の不登校が30万人に迫るといふ報告がなされております。

この不登校対策について、1点目、現在町内の不登校児童・生徒に対し、どのような対策を取っているのか。

2点目、不登校についての原因はどのように考えているのか。

以上、2点について質問いたします。

#### ○教育長（松尾雅晴君）

待永議員の3点目、不登校対策についてお答えいたします。

1番目の現在町内の不登校児童・生徒に対し、どのような対策を取っているのかについてであります。不登校児童・生徒に対しましては、大橋記念図書館内に設置しております太良町教育支援センター「おれんじ」において、個別や小集団での活動を通じて集団活動に適應する力を育み、再び学校へ登校できるように支援を行っております。

次に、2番目の不登校についての原因はどのように考えているのかについてであります。不登校となる原因につきましてもは個々の事情によって異なりますが、主に学業上の問題、家庭環境、人間関係や精神的、身体的な問題などが考えられると思います。

以上です。

#### ○6番（待永るい子君）

先ほども申しましたが、2022年文部科学省の調査によりますと、小・中学生の不登校が増加し、全国30万人に迫っている。また、佐賀県におきましても、前年度に比べて19.3%増の2,439人で、過去最多を記録したことも報告されました。必ずしも学校に行く必要はないとの認識が広まったり、新型コロナウイルス感染症で子供たちの生活リズムが乱れやすい状況が続いたことなどが増加原因として挙げられておりますが、担当課としては、このような状況に対し、どのような感想を持っておられますか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

まず、不登校が増加することで、子供たちの健全な成長と教育の機会均等に対する影響が懸念されております。この問題に対しましては、早期発見、早期支援を行うとともに、学校や地域社会と連携し、安心して学べる環境を整えるための取組を一層強化していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

子供たちの状況は様々で、学校には行けないが、保健室や図書室には行けるなどの状況もあると思います。今後は、状況に合わせた選択肢を用意することも大切だと考えます。

学習用端末につきましては、1人1台構想が佐賀県は全国平均より下回っておりますが、太良町としては、1人1台構想は100%達成しているのではないかと思います。不登校の子供たちに対し、オンラインでの学習は行われているのでしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

オンラインでの学習を行っております。

以上です。

**○6番（待永るい子君）**

内容はどのようになっているのでしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

まず、タブレット端末を貸し出しまして、保健室などの学校内ではもちろんのこと、学校外でも全教科の授業を受けることができるように対応いたしております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

1人1台ずつの学習用端末機をそろえているわけですから、しっかりと役立ててほしいと思います。

全国では、フリースクールという形も増加している傾向にあるそうですが、このフリースクールについてはどのように考えておられますか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

フリースクールは、従来の学校とは異なる教育スタイルを提供することで、多様な児童・生徒たちに対応する柔軟性を持っていると考えております。しかしながら、フリースクールが増加する中で、その質や内容についての懸念も存在いたしますので、その運営や教育内容

につきましては、適切な監督や指導が行われることが重要だと考えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

何にしても、プラス面とマイナス面はあると思いますが、しっかりした監督や法整備は大切ではないかと考えます。学校は義務教育なので、授業のカリキュラムが作られ、出席認定というものがあると思います。フリースクールでは、この出席認定が基本認められていないと承知しておりますが、この出席認定についてはどのように考えておられますか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

フリースクールは、一般的な学校と異なりまして、個々の児童・生徒のニーズや学び方に合わせた柔軟な教育が行われるため、出席認定が確かに行えないことがあります。これにつきましては、児童・生徒一人一人の状況や学びの進捗に合わせた教育を実現するための柔軟性を持たせるためでありまして、その点につきましては一定の理解が示されているところでございます。しかしながら、出席認定が行われないことによって、児童・生徒の学習状況や健康状態を把握する手段が限られることも指摘されておりますので、また社会での生活や進路においても出席認定が求められる場面があることから、この件に関しましては慎重な検討が必要だと考えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

不登校の原因は、大きく分けて3種類だと言われております。学校の問題、家庭の問題、無気力や不安など、本人の問題です。特に多いのは本人の問題という統計がありますが、家庭や本人の問題については、どのような対策を講じておられますか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

児童福祉や心理学などの専門知識を持っておられますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにおつなぎをいたしまして、保護者や教職員と連携しながら、個々の子供たちの状況に応じた支援を行っております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

効果のほうはいかがでしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

その効果ですけれども、不登校におきましては、学校復帰ができたことが効果の一つだと思っておりますが、正確な数値は把握できておりません。しかしながら、カウンセリングは、

不登校をはじめ児童・生徒が抱える様々な問題に対して、適切なアドバイスや支援を提供することで心の負担を軽減させることを目的としておりますので、まずは相談できるようになったということが一番の効果だと思っております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

さっきの3つの大きな原因があって、原因としては本人の問題が一番多いのですが、いじめに関しても増加の傾向にあります。2022年、全国では68万1,948件、佐賀県のいじめは小・中高合わせて5,877件の報告がっております。このいじめに対する施策はどのようになっているのでしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

本町では、平成27年1月に太良町いじめ防止基本方針を策定しまして、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応、いじめの再発防止に取り組んでおります。具体的には、町内小・中学校4校におきまして、児童・生徒に対して毎月1回のアンケート調査を実施し、いじめを含めた生活実態の把握を行っており、各校に設置しておりますいじめ防止対策委員会において、校内におけるいじめ防止等の取組や相談内容を把握しまして、児童・生徒、保護者へのいじめ防止の理解の啓発を行っております。また、配慮と支援を要する児童・生徒、保護者につきましては、積極的にスクールカウンセラーにおつなぎし、心の教室相談員も随時相談を行ったりして、いつでも相談できる体制を整えております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

文部科学省におきましては、不登校にならないための魅力ある学校づくりと、不登校児童・生徒に対するきめ細かく柔軟な対応を目標に掲げておりますが、太良町としては具体的にどのように取り組んでおられるのでしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

太良町では、児童・生徒一人一人の個性や特性を尊重し、児童・生徒たちが学校に居場所を感じられるよう、また児童・生徒たちが抱える悩みや問題を早い段階で把握し、適切な支援を提供できるよう、心の教室相談員や特別支援教育支援員を配置しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用し、よりきめ細やかな支援を行っておるところでございます。そして、これらの取組を通じまして、不登校問題に対処し、子供たちが安心して学び、成長できる環境づくりに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

この不登校に関しましては、文部科学省の位置づけとしましては、休養や自分を見詰め直す積極的な意味を持つ期間と捉えてありますが、常に支援は必要であり、学びからも人間関係からも阻害されれば、子供の未来の可能性が失われかねないと危惧をされ、支援の重要性を訴えてあります。未来のある子供たちが一人残らず楽しい学校生活を送れますよう、さらなる的確な支援ときめ細かな対応を強く要望して、私の質問を終わります。

#### ○教育長（松尾雅晴君）

前にもお話ししたかと思えますけれども、一人一人の子供が何が好きなのか、何をやりたいのか、4校の校長あたりには、その子が本当にやりたいもの、実際に町内にそういった子供がおりますので、前にもお話しをしたかと思えますけれども、年長組からずっと1時間、毎日自分はこれが好きでたまらないから、一日たりとも欠かさないで毎日やっておりますと。また、ある生徒は、私はこれが好きなんだから、買ってくださいよと親御さんをお願いをし、実際に買ってもらって、自分の家では近所周りに迷惑がかかるということで、ミカン小屋のほうに自分で行き、2時間、3時間、学校が終われば即帰って、家のお母さんあたりが、夕食だから降りてこいと、言葉では簡単だけれども、なかなか難しいとは思いますが、その子がやりたいもの、好きなもの、そういったものをと校長に言っております。

それから2番目が、これは口では言うのは簡単ですけれども、なかなか難しいと私自身が経験をしました。運動場で70人ぐらいが、前にもこれもお話ししたと思えますけれども、あの子の走りはいいでしょうと。全部並んで走っているものですから、準備運動で、私なんかはこう言われてみて、前から何番目ですと言うものですから、分からん、どこが。腰のラインが動かないでしょうと、走っているときが。全く、だから中学校を卒業し、高校はこういうところに行きなさい、おまえはこういう持って生まれた天性のあれを持つとるからということで、10回ぐらい呼んだらろうと思っております。そして、言われたとおりその高校に行き、そして今、これから冬場は駅伝花盛りですけれども、大学の3タイトル、彼がキャプテンとして、最後はお正月の箱根駅伝、最終ランナー、区間第2位として読売新聞社前にゴールインしたと。実際に、そういうあれがおると。ある高校の校長先生も、バスケットをやるとと。その横のバレーの監督、この人は陸上が専門やったわけですけれども、その子を、その生徒を、おまえ、高校はどこへ行く、部活は何をすると。私は何とか高校に行きます。部活はバスケットをやりますと。いや、もったいないな、生まれ持ったその天性の体、バスケットではおまえのあれは発揮できないよと。何ですかと。陸上のハードルだと。そして、オリンピック候補になり、幻のオリンピックになって、オリンピック出場はできなかったけれども、その先生自体も今高校の校長先生をやっておられますけれども、あの先生がおったおかげで自分の人生、現在まで充実した生活が送れたと、そういう実例があるから、こっち、私が言うほうは簡単だけれども、できるだけお互いにそういう努力をしながら子供たちを見詰めて、いいところ、かれこれをできるなら引き出してやれば、大したものだと、そういう

ことで職員の方にも臨んでくれというふうに話をしております。

以上です。

**○議長（江口孝二君）**

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、大鋸議員、質問を許可します。

**○1番（大鋸美里君）**

議長の許可が下りましたので、通告に従い質問を始めさせていただきます。

本日は、太良っ子たちの木育環境についてと、メッセージRNAワクチンについての2問の質問をいたします。

まず初めに、太良っ子たちの木育環境について。

太良町は、面積の約55%が森林であり、水や空気など、大切なものは広大な森林から運ばれています。森羅万象、生きとし生ける私たちの日々の暮らしは、森林から様々な恵みを受け取っています。木は、ゆたたりの里太良町で暮らす町民の生活を育む宝でもあると認識しています。今年10月に、B&G体育館で木のおもちゃを使った木育キャラバンイベントが開催されました。開会式では、町長によるウッドスタート宣言の調印式も行われました。イベントに参加した町民の方から、とても楽しかった、ウッドスタートって何やろか、木育キャラバンは、来年は開催さるっとですかというような声が私の元にも届いております。

そこで、質問です。

10月21日、22日に開催された木育キャラバンの今後の展望について問うていきます。

まず、1、開催目的、内容や対象者などについてはどうだったのか。

2、実施した結果はどうだったのでしょうか。

3、ウッドスタート宣言とは何でしょうか。

4、町内における木育の取組や今後の展望について。

以上、4点を質問いたします。

**○町長（永淵孝幸君）**

大鋸議員の1点目、太良っ子たちの木育環境についてお答えいたします。

1番目の開催目的、内容や対象者などについてどうだったのかについてであります。木育キャラバンは、魅力ある地域資源や自然、そして森林を見詰め直し、地域の活性化につながるきっかけづくりとして、100種類以上の楽しい木のおもちゃで遊びながら、木のぬくもりを肌で感じ、個性豊かな心を育むことを目的としております。子供から大人まで楽しめるイベントだと思っております。

2番目の実施した結果はどうだったのかについてであります。2日間の開催ではありましたが、町内はもとより、町外、県外からも多くの方に来場していただき、好評をいただいたところでございます。

3番目のウッドスタート宣言とは何かについてであります。太良町では木育ということで、木材のよさを認識する心と、森林や自然を大切にすることを育てることを目的として、町内で誕生された赤ちゃんに多良岳材を用いた木のおもちゃをプレゼントする太良町ウッドスタート事業を、東京にあります特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会と実施することとしております。その取組としまして、身近にある木のよさを知り、暮らしに木を取り入れることで、多良岳材の利用推進や森林資源の循環利用、環境保全や地域経済の発展につなげ、それを子育て、子育てに生かす木育の推進を町内外の多くの方に知っていただくため、今回ウッドスタート宣言を行ったものであります。

なお、このウッドスタート宣言は、佐賀県内では太良町が初めて行った自治体となります。

4番目の町内における木育の取組や今後の展望についてどのように考えているかについてであります。木のおもちゃは子供の五感に働きかけ、感性豊かな心の発達を促すことと、親にとっても癒やし効果があると言われております。子供が育つ環境に木を取り入れることで、木のよさを知ってもらう大きなきっかけにもなり、木の持つ可能性を生かし、子供の心を豊かにしていくためにも、今後も開催していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

1番目の開催目的、内容や対象者などについてですが、町の半分が森林という太良町の地域性と、人々の交流及び遊びを通して町の資源に触れ、感じ、豊かな創造性を育む目的で、まちおこしのイベントであったのではないかと私自身も認識しております。

今回、木育キャラバンでは、100種類のおもちゃで遊ばれたということですが、どのようなものだったかについてお願いします。

#### ○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

100種類のおもちゃについては、積み木、カプラ等や乗り物、木の楽器、木から音が出る楽器ですね。けん玉、こまなどの伝承遊び、ごっこ遊び、乳幼児遊び、木のたまごプール、迷路、輪投げ、木のボウリングなど、幼児から大人まで遊べるおもちゃだったと思います。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

今お答えしていただきましたが、たくさんのおもちゃが体育館いっぱい広がっており、そして発達段階に合わせてブースがつくってあり、そこに多くの方がいらしたというところだったと思います。

そこで、人気のおもちゃは何だったのか、分かりましたらお願いします。

#### ○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

人気のおもちゃについては、年齢層によって、幼児から大人まで遊ぶおもちゃによって関心が違うと思いますが、例を言えば、年少、年中さんあたりはままごとセットで遊んだりとか、大人に関してはけん玉、こまなど、昔遊びを行ったり、木のボウリングを行ったり、皆さんそれぞれに楽しまれたと思います。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

先ほど言われたように、様々な木のおもちゃで大人も子供も楽しんでいらっしやったというところもありますが、私が印象的だったのは、様々な木の種類でできた動物や魚、花の形をしたいろいろな積み木があり、それを自分の感覚で積み上げていくというのもあり、私もつい熱中して、子供と一緒にいるのですが、私自身が熱中してしまったというところもありました。

それで、今回の開催の経費はどうされたのでしょうか。

**○社会教育課長（安本智樹君）**

お答えします。

今回開催した木育キャラバンについては、令和5年5月にNPO法人芸術と遊び創造協会と佐賀県が連携協定を結んだ初年でもあって、今年度に限っては町の経費負担なしで開催できたところでございます。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

今回は経費がかかっていないというところで、すごくいいイベントを選出されたんじゃないかと個人的にも思っております。

次ですが、今回実施した結果について、県内外からも多くの来場者があったということですが、実数などがもし分かればお願いいたします。また、どういった方が多かったのかとかでも、また分かればお願いします。

**○社会教育課長（安本智樹君）**

お答えします。

来場者については、2日間で町内の方が370名、町外、県外の方が217名で、合計の587名の参加がっております。県外からは、遠くからは対馬のほうからSNS等で聞いたということで、駆けつけてもらった方もいらっしやいました。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

2日間で多くの方々が、町民の方も含めて多くの方々が来られていたんじゃないかなと私自身も認識しております。見ると、親子連れの方が多かったというところで、あとは町内の方に限っては、中学生や小学生自身が来られていたというふうに思っています。あと、アン

ケートも採られていたようなんですが、その反応はどうだったのか、具体的な例があれば教えてください。

**○社会教育課長（安本智樹君）**

お答えします。

アンケート調査の結果からは、木のぬくもり、温かさを実感でき、とてもよかった、長い時間子供が遊ぶことができよかった、子供の想像力、発想力を養うおもちゃが多く、大人も夢中になりました、すてきなイベントなので、また開催してほしいなど、うれしい言葉をいただいて、好評をいただいたところでございます。

以上でございます。

**○町長（永淵孝幸君）**

すみません。補足しますけれども、議員も当日、2日間参加していただいて、にこにこしておられました、議員も。そして、ほかの父兄さん、子供さんたちを見ても、にこにこして走り回って、おもちゃで遊びながらですね。している姿を私も久しぶりに、子供たちのああいうにぎやかな、わあわあわあわあいったところを拝見したところです。太良町には、いろいろなそういった木というのが、先ほど議員が言われたように、多良岳材というようなことで、そういったものがございます。ですから、そういったものを大いに活用して、またPRするいい機会じゃないかというふうなことでも思っております。そしてまた、併せて太良町はいろいろな子育て支援もやっておりますので、そういったところまで含めてPRできて、太良町の本当のよさを知っていただければなおいいかなというふうなことを思っておりますので、先ほど最後に言いましたように、引き続きやってみたいという思いをしているところでございますので、恐らく議員のところの子供さんも、楽しかったよと言って帰られたと思います。そういったことで続けていくというふうな思いをしております。

以上です。

**○1番（大鋸美里君）**

先ほど町長が言われたように、私も終始顔が綻ぶという時間を過ごさせていただきました。初日に私自身も参加させていただきました。開催時間には、多くの親子連れの方が会場に、体育館に来られていましたので、皆さん待ち望んでいらっしゃったんだというのがとても印象的でした。それで、親子で来られた方、各ブースを回られて、おもちゃに触れ合い、互いに対話する状況だったり、お子さんの遊ぶ姿を見守るとか、ときに一緒に歓喜を上げて、声を上げるという場面も多くあり、見ている側も心が温かくなる風景だったと思います。

振り返ると、この3年間というのはコロナ禍によって多くのイベントが中止されてきたんです。人との触れ合いが阻まれたり、互いに素顔で過ごすこともままならない環境、そして見えないものに対する不安や恐れなどから、スキンシップやコミュニケーションを育むことをちゅうちょするような雰囲気さえあったのではないかと思います。少しずつですが、様々

なイベントなどの再開によって戻りつつある日常ではありますが、大人の3年間と子供たちの3年間は大きな違いがあると思います。特に成長発達が盛んな子供たちにとって、遊びを通して様々な学びを育むものであります。アンケートでは、子供たちの声を保護者が代弁者となって回答されていたのではないかと考えています。現役の太良っ子、そしてかつては太良っ子だった保護者の方々も、共に木に触れ、共に楽しみ、親子でわくわくした時間だったと私自身もそれを実感しております。

次に、県内初のウッドスタート宣言をされたということで、その宣言では木材のよさを認識する心と、森林や自然を大切にすることを育てることを目的として、今回から木のおもちゃをプレゼントされるということですが、いつから、どのような形でされるのでしょうか。

**○農林水産課長（今田 徹君）**

お答えいたします。

木ということで、農林水産課で予算措置をしておりますので、私が答弁させていただきます。

先日、デザイナーさんに来町してもらいまして、その方と一緒に町内を回りまして、太良町をイメージできるような木のおもちゃのサンプルを今年度製作してもらいまして、それをどこで作ってもらうかというとは今後の検討ではありますけど、来年度からおもちゃを配布していきたいと思います。どのような形でということについてはありますけど、新生児に渡すか、もしくは乳幼児に渡すかも、今後検討していきたいと考えております。

**○1番（大鋸美里君）**

それでは、今現在検討中ということで、いろいろな方向性から考えられているということで認識させていただきました。

それで、先ほども言われましたが、既にいる太良っ子たちについても、木のおもちゃで遊べたり、木に触れる環境は現在どのようなものがあるのか、もしよかったらよろしく願いします。

**○農林水産課長（今田 徹君）**

お答えいたします。

木に触れるということでは、4年前ぐらいに小学校1年生を対象に多良岳材を使った机を製作して、各小学校で小学1年生に使ってもらっております。あと、多良小の5年生対象ではありますけど、毎年200年の森とかで植樹体験をしてもらっております。あと、遊具では、健康の森公園の遊具についてはほとんどの遊具は木製となっておりますので、そこで遊べるかなとは思っております。

以上です。

**○1番（大鋸美里君）**

先ほど言われたように、小学校の机など、あとは公園、遊具などですね。あと、200年の

森の体験など、子供たちがじかに木に触れ、それを感じることができる環境で、今も取組をされているということでした。今後、先ほど町長も言われましたが、何かしらやりたいということも言われていましたので、新たに多良岳木材のおもちゃで遊べるような環境の調整をされていくということで、これを実現していただき、太良っ子たちの笑顔をさらに増やしていただきたいと思っています。

子供たちを取り巻く環境は、時代とともに変化をしております。今、デジタルな時代へ突入しており、画面を通して見る、聞く、感じるが生活の一部になっています。本来、人間の肌で触れ、人や物の雰囲気や個性、素材そのものを感じる、匂いや温度や触った圧など、生身で体感することがさらに生きる力を育むと私自身も思っております。太良町には豊かな森があり、おもちゃだけではなく、自然そのものを肌身で感じる、ここに住んでいるだけで木の感覚に触れているという状況だと思っています。

木は、フィトンチッドというマイナスイオンを発しておりますので、癒やし効果があります。体が緩むことで、日々のいろいろなところで交感神経が優位になっていきますので、副交感神経が活性化することにより、心と体に安らぎをもたらす効果もあると思います。この3年間は、どうしても緊張する場面が多かったのではないかなと思います、気が緩まずですね。そんな中で、子供たちは感覚がすごくずば抜けていますので、私たち大人以上にいろいろな物事の空気を吸って、それを内にため込んだりしている3年間だったのではないかなと思いますので、そういった思いをぜひ発散するような、そういう環境を町ぐるみでつくっていただければなと思っています。そういうことを通して、地域の活性化へもつながっていくと思いますので、期待をしております。

そこで、4番目の町内における展望についてですが、来年度も実現が可能というふうに言われておりますが、これは予算などはどのくらい必要なのでしょうか。まず、実現が可能かどうかを最初にお願いします。

**○社会教育課長（安本智樹君）**

お答えします。

今年度開催した同規模の木育キャラバンを実施しますと、予算的には150万円程度かかります。しかしながら、アンケート調査にもかなり、100%の方がぜひ開催してほしいと望んでおられますので、今後も開催できればと考えております。

以上でございます。

**○議長（江口孝二君）**

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

**○議長（江口孝二君）**

休憩前に引き続き議会を開きます。

○1番（大鋸美里君）

木育イベントについて、来年度も開催していただけるということで、ぜひお願いいたします。イベント開催とともに、また今後の太良町独自の取組など、ほかに何か木育、木を通したものを考えたりされているのでしょうか。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

イベントとともに、今後独自の取組ということですが、現在も青少年活動推進やスポーツイベントの開催、体験活動等に取り組んでおりますけれども、今後も知恵を絞りながら、継続して取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

これまでもいろいろな取組をしていただき、太良っ子たちが笑顔で過ごせる時間を育てていただいていると思います。今回、木育イベントをするに当たり、今後もそういったことを、それぞれのイベントをそれぞれ別々でやるというよりも、共通したツールというか、つなげていくということもやっていただければなと思っています。

例えば、福井県の池田町の例を取ってみますと、この町も木育に沿った活動をされているんですよね。この町は92%が森林ということで、町のプロジェクトとして、木に望むと書き、木望の森プロジェクトということで取り組まれているそうです。森林や木を活用し、木によって子供たちを育む町にすること、さらには人と人とが木や森でつながっていくような仕組みと施設をつくり、行うことにより、地域循環型経済の創出、若者の雇用促進、移住・定住、交流人口の拡大を目指すことを目的とされているそうです。おもちゃハウスという建物をされているのですが、それはもともとあった分校を改修したり、その中で子供たちが多様な木のおもちゃと出会える場所をされているということで、地域になじんだ場所を使って、新たな時間を過ごす場所としてされていると。あとは、キャンプ場などの周囲を生かして、アドベンチャーパークという日本最大の冒険の森というのも展開されているということです。これは福井県の池田町の例なんですけど、太良町もそういったところで今現在既にいろいろな活動をされていると思うんですよね。そういうのもつなげていきながら、今既存のものと、今後またやっていくものをつなげながら、町全体、そして子供だけではなく大人、そして高齢者も、介護予防などにももちろん木というのは使っていけると思いますので、そういったところの観点から、町全体のプロジェクトみたいな形でぜひ取り組んでいただければと思っています。

最後に、木は土を生み育み、土は水を生み出し、あらゆる生命体も育てております。太良町では、200年の森を育てるということとされているという、すばらしい、私は感動しまし

た。太良町も、町全体を木育の場として、既存の公共施設や多良岳登山やキャンプ場、そして様々なイベントなどと連動して、町の魅力を存分に生かしながら、今後も子供から大人まで木育を楽しみ、太良っ子の笑顔をより一層育む町へ展開していただけることを強く期待しております。

次の質問に進めさせていただきます。

質問2、メッセンジャーRNAワクチンについて。

町民の多くが接種した新型コロナワクチンは、薬害の問題に続き、ワクチンにDNA混入が明らかになり、国内外で問題となっております。DNA混入に際し、人体に及ぼす危険性について問うていきます。

- 1、メッセンジャーRNAワクチンとは何か。
- 2、中・長期の安全性は確立されているのか。
- 3、DNA混入について、人体への影響はあるのか。
- 4、新型コロナワクチン以外にもメッセンジャーRNAワクチンはあるのか。
- 5、レプリコンワクチンとは何か。

お願いします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の2点目、メッセンジャーRNAワクチンについてお答えします。

まず、答弁を申し上げる前に、通告書の中で、「新型コロナワクチンは薬害の問題に続き、ワクチンにDNAが混入していたことが明らかになり、国内外で問題となっている」というふうなことでありますが、現時点ではそういった情報はこちらが確認できておりませんので、そこを踏まえた上で答弁させていただきます。

1番目のメッセンジャーRNAワクチンとは何かについてであります。一般的にはウイルスのたんぱく質をつくるもとになる遺伝情報の一部を注射して、免疫をつくる新しいタイプのワクチンであると認識をしているところでございます。

2番目の中・長期の安全性は確立されているのかについてであります。新型コロナワクチンについては、その性質、有効性及び安全性を独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査において確認し、薬事・食品衛生審議会における審議を経て薬事承認されており、安全性は確認されている状況であります。

3番目のDNA混入について、人体への影響はどうなっているのかについてであります。冒頭に申し上げましたように、そういった情報がないので、お答えすることはできません。

4番目の新型コロナワクチン以外にもメッセンジャーRNAはあるのかについてであります。現時点では新型コロナワクチン以外で国が薬事承認したワクチンはありません。

5番目のレプリコンワクチンとは何かについてであります。次世代型のメッセンジャー

RNAワクチンであり、接種後にメッセンジャーRNAが細胞内で複製されるため、少ない接種量で効果が持続することが期待される新しいタイプのワクチンであるというようなことを認識しております。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

質問1のメッセンジャーRNAワクチンとは何かについてですが、言われたように、遺伝情報の一部を注射する新しいタイプのワクチンです。スパイクたんぱく質の設計図を体内に入れて、体の中でスパイクたんぱく質をつくり出す、それに対して抗体ができ、ウイルスが細胞内を防ぐ仕組みとなっています。しかし、いろいろな情報を基に、このスパイクたんぱく質が解毒されずに長時間体内に残り、あらゆる臓器や血管などへ影響を及ぼすことが分かっております。そして、このワクチンを接種すればするほどに感染し、免疫低下が起こることも、日本そして世界の多くの医師たちがデータを基に発信しております。

コロナによる致死率はインフルエンザより低いというのが事実でしたが、WHOの指示の下、トップダウンの独裁的中央管理体制の政治的主導に近い状態によって、PCR検査をはじめ過剰な感染対策を指示し、ワクチンを世界に広め、薬害には全く触れない各国政府やWHOの姿勢に対し、世界の医師や科学者たちの間では、WHOへの信頼が大きく損なわれています。WHOの最大の出資者はビル・ゲイツ、ワクチンの製薬会社のトップですね。その団体であり、今回のワクチンとワクチンによる副反応被害治療により、多額の収益を得ている事実があります。世界中の医師や科学者、法律家、人権擁護運動家たちによって、WHOに対する組織としてWCH、ワールドカウンスル・フォー・ヘルスが2021年9月に設立されております。WCHは、現在45か国以上、200以上の団体が賛同する世界的な連合体です。日本では、全国有志医師の会を基にWCH、ワールドカウンスル・フォー・ヘルスの日本支部も立ち上がっております。WHOは、ワンヘルス、何かあるとそれに対して一つの対策をするということですね。を目指しており、今後パンデミックが起こると、今回よりさらに独裁的中央管理体制の政治的主導を目指す団体として、パンデミック条約の改定を現在推し進めているということです。一方、WCHは、一人一人が選択する権利を主軸に対応する組織としています。ですので、何かあったら、それぞれの行き方を尊重するということですね。

それで、メッセンジャーRNAワクチンである新型コロナワクチン接種に警鐘を鳴らす動きなどは、現在もテレビや新聞ではほとんどが取り上げられないのが実情となっております。社会的背景も含めて述べさせていただきました。

2番目の中・長期の安全性について、安全性は確立されているとのことですが、現在も治験中と認識しておりますが、中・長期の安全性についてはPMDAを通して情報収集ではなかったのでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

厚生労働省によれば、治験という表現については、国の承認を得るため成績を集める臨床試験のことを特に治験と呼ぶとされており、新型コロナワクチンは薬事承認されたものであるため、治験という表現は適切ではないと思われまます。

次に、安全性について、国内では接種開始後には以下の大きく3つの方法で情報が収集されております。1つ目は、接種を受けた者への健康状況に関する調査、2つ目に副反応疑い報告と審議会での評価、3つ目が予防接種後健康状況調査です。

1つ目の接種を受けた者への健康状況に関する調査は、直近の例で言いますと、オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチン初回接種、及び追加接種者の最終接種4週間までの安全性を調べる目的で行われました。

2つ目の副反応疑い報告は、接種後に生じ得る副反応を疑う事例について、医療機関に報告を求め収集するもので、報告先は独立行政法人医薬品医療機器総合機構——通称PMDAと言うんですけど——となっております。

3つ目の予防接種後健康状況調査は、接種後に生じ得る比較的頻度の高い健康状況の変化——これは発熱や、あるいは接種部位の腫れなどがございます——について、これからワクチンを接種される一定の一般の方を対象に、オンラインのアンケート方式による調査が実施されており、これからの調査結果が審議会で検討され、結果についても公表されております。

このように、より長期に有効性や安全性が認められるかどうかについて、引き続き情報収集が行われている状況であります。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

今おっしゃられたように、現在も中・長期の安全性について情報を集められているということですので、武見厚生労働大臣は、中・長期の安全性については令和8年まで情報収集して、それをデータとするということで、まだかかるということでした。前回の質問でも申し上げましたが、今も国内では多くの方々がワクチン接種後遺症に苦しんでおられます。

そこで、お尋ねします。

現在の予防接種被害者救済制度報告数の状況はどのようになっているのでしょうか。また、町における相談や被害申請の状況はどうでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

町内における副反応に関する相談につきましては、接種を受けた医療機関に相談をさせていただくようお願いしております。また、現在町のホームページに掲載している佐賀県新型コロナウイルスワクチン副反応等相談センター、これは年中無休なんですけど、そちらのほうの御案内も併せて実施しているところであります。

なお、被害の申請の状況につきましては、12月1日現在で申し上げますと、予防接種後副反応報告数は6件、予防接種健康被害救済制度の申請件数は3件であります。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

先ほどは、町の申請状況についてお伝えいただきました。今、11月29日現在の日本における予防接種被害者救済制度報告の状況については、受理件数が9,522件、審査件数が6,291件、認定件数が5,357件、うち死亡者が377件ということで、おおよそ85.15%の方々が認定をされているということです。

それで、新型コロナワクチンが未曾有の健康被害を生んでいるという状況は、今も変わりはありませんし、現在もさらに増え続けているという状況です。さらに、全国的に10代の方の被害認定が増えているという状況で、重度の症状から軽度のものまでであるとは思いますが、ここ最近の認定を見ると、13歳、15歳、16歳、19歳、18歳、若い世代の方の申請、そして認定も受けているという事実がございます。

あと、副反応被害について、国からはもちろんこうやって認定を受けていますが、製薬会社ファイザーは、各国との契約で免責事項が設けられているということで、何があっても製薬会社には責任が問われないという契約をなされていると。これは、世界中同じだということです。これに対して今物議を醸しており、おかしいのではないかということをおっしゃいます。先ほど、町内の件数も言うていただきましたが、先日町内の高齢者お二人の遺族に一時金が給付されておりますが、経緯など、状況について分かれば教えてください。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

経緯と状況につきましては、昨日の、今週ですか、新聞に高齢者のお二人というような報道があって、接種当時65歳以上の町内の方ということであります。内容につきましては、個人情報とか、いろいろありますので、詳しいことは申し上げられませんが、一応新聞報道のとおり、接種当時65歳以上だった方が2名、今回認定を受けられたということになっております。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

2名の方が太良町内で申請を現在して、認定を受けているということです。それで、新型コロナワクチン患者の会の方が、佐賀県への情報開示請求をされております。それによると、佐賀県内の死亡申請事例で認定を受けている方は5例ということです。そのうちのお二人が太良町内の方だったということで、この方たちが打ったワクチンのロットなんですけど、5人いらっしやいますが、3つの数字が上がっております。1つはE R 7449、これはお一人の方が打ったものです。F L 7646がお二人の方が、F J 5929がお二人の方ということで、情報

が今ネット上に出ているところです。それで、前回の質問でも、ロットによって有害事象の差があるということは申し上げてきたのですが、これを全国版、前回私が持っていた版に照らし合わせると、E R 7449、お一人が亡くなったものは19人、そしてF L 7646、これはお二人でしたが、14人、全国でですね。F J 5929は19人ということで、ほかのロットに比べて有害事象、死亡の方が多いという、そういうロットがあるということをこの場で申し上げておきます。

被害に遭われた方々には改めて御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。この方々が命を張って何かしら伝えようとしているのではないかと、私自身も感じております。コロナ当初から、このワクチンに限らず、いろいろな感染対策に疑問を持ってきた私自身ですが、知れば知るほどおかしいことがたくさんあるわけです。副反応についても、なかなかメディアでは取り上げられないという異常事態なんですね。ワクチンについて、通常何かあると、一斉にこれまではニュース、新聞に取り上げられて中止となっていたんです、過去のワクチンではですね。でも、これは一切ならないという異常事態が日本国内、もしくは世界で起こっているという現状です。そして、副反応については個人の身体的かつデリケートな事柄でもありますから、多数の潜在的な被害もあるのではないかと言われております。町として、ワクチン接種後の相談窓口や被害救済に係る費用の助成などについて、これまで、そして今後はどのような対応を予定されているのでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

救済制度の窓口と町としての給付についてどうかという御質問だというふうに理解して、答弁させていただきます。

健康増進課におきましては、現在も健康被害救済制度の相談窓口も引き続き行っております。また、今週この健康被害救済制度に係るチラシのほうを各戸に配布する予定でございます。

なお、今後も町のホームページ等に掲載して、町民の方に制度周知のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、給付につきましては、この分につきましてはコロナの接種実施主体は自治体になるんですけど、給付につきましては、国から認定が下りて、一旦町のほうで予算を計上して、申請された方に給付を行うというようなスキームでございますので、今後はそちらのほうは国のほうがどうそのスキームをするか分かりませんが、今のところそういうスキームになっていますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

恐らく何かおかしいと思っても、声を出せない方々もいらっしゃるかと思いますので、

ぜひ今後もきちんとフォローしていただければなと思っております。

3番目のDNA混入について進んでいきたいと思っております。

今年の2月に、ケビン・マッカーナン先生がコロナワクチンへのDNA汚染を発表されております。海外では、重大なこととして取り上げられております。世代を超えて何らかの影響が起り得る可能性もあると言われております。また、国際的に著名なウイルス学者、免疫学者でもあるロバート・マローン博士は、先日ワシントンDC議会の公聴会で、アメリカとカナダの科学者たちは、未開封の新型コロナワクチンの中に大量にDNA断片の存在を発見したと述べております。町長の答弁では、DNA混入について情報がないとのことでしたが、国内外で大きな問題となっております。これまでの既存のワクチンで、DNA混入について問題になったワクチンはあるのでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほどの御質問につきましては、こちらのほうには情報が現在ございませんので、お答えできない状況であります。

以上でございます。

#### ○1番（大鋸美里君）

平成26年の子宮頸がんワクチンの中に、残留HPV-DNA断片が見つかった経緯がございます。これは、公式な文書で残っているそうです。子宮頸がんワクチンであるガーダシル9は接種勧奨後すぐに世界中で接種が中止になったワクチン、これは皆さん御存じかと思っております。現在も副反応被害に世界中の何百万といわれる若い少女たちが重度の副反応により生活が困難になり、今も苦しんでいる現状があります。それで、このワクチンを通して、ワクチンに含まれるアジュバントと言われる添加物への注目もこの際に高まったという背景があります。日本では、現在もワクチンの被害に遭われた少女の方々は、10年たっても、現在も裁判の真ただ中なんですよね。なのに、全く同じワクチンが接種推奨になって、今度は男子への接種も始まろうとしている、考えられない状況だということです。そして、また新たな被害者が今増えてきているという相談があっているという現状です。過去のDNA混入について述べさせていただきました。

それで、今回の新型コロナワクチンの中身ですが、一部のみが公開されて、全ての中身を知っているのは、日本では岸田首相だけだと国会の答弁でございました。体に入れるものについての情報開示は、今もなされていないのが現状です。私たちは、自分の体に入れるものが何であるのかを知ることもできないのが今の日本の現状なのです。厳しい現実なんですけど、これをちゃんと把握しておかないと、子供たちの未来にすごく影響いたしますので、述べさせていただきます。ロバート・マローン博士が見つけたその断片ですが、とりわけSV40という配列が含まれていることにすごく震撼されたそうですが、このSV40とは何でし

ようか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

内容的に専門的な御質問でございますので、お答えできません。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

DNAについては、かなりの専門性が要るということで、私も専門の方に勉強会を開いてもらったりしているところです。このSV40というのは、サルとヒトに入っているがんウイルスの遺伝子だそうです。SV40は、私たちのがんに対する免疫反応を抑える働きを持っている物質です。今、急激に末期がんの方が増えているということですが、こういった内容物に対しての体の反応ではないかということで、科学者の方たちが注意喚起しているということです。また、これはDNAのものなので、遺伝子なので、先天性の欠損やがん、DNA損傷に関する疾患を引き起こす可能性があるとして強く警鐘を鳴らしていらっしゃいます。そして、加えて既存のスパイクたんぱくによる心臓血管系の疾患や免疫抑制による帯状疱疹など、いろいろな多岐にわたる副反応が混ざるといことが、今世界中で起こっている事実ですが、日本の政府はなかなかこの問題について情報を開示するということはしていただけていないというところではないかと思っています。

このスパイクたんぱくの解毒について、少し分かってきていることがあるそうです。スパイクたんぱくの解毒にいいものとして、納豆に含まれるナットウキナーゼ、納豆ですね。あと、ウコンに含まれるクルクミン、黄色いウコンですね。カレーなどにも入っています。スパイスにも入っています。肝臓にいいやつです。あと、パイナップルに含まれる酵素のプロメラインなどがスパイクたんぱくを解毒するのにすごく効果があるということです。そういうのも取り入れていくということで今世界で発信されております。あとは、オートファジー、眠っている細胞を活性化するというので、断食などもよいということですが、身体的に何かあるのであれば、一人では悩まずに相談していただくということが大切かと思っております。

町内でも新型コロナワクチン接種後の体調の変化などを有する方々が潜在的にいらっしゃいますので、町として今後健康調査などの予定はあるのでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

健康調査の予定につきましては、現在のところ調査の予定はございません。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

ぜひ、何らかの健康調査などを加えてしていただければと強く思っておりますが、また健

康情報についても積極的に発信をしていただければと思っております。

次の新型コロナワクチン以外にメッセンジャーRNAワクチンがあるのかというところで、今のところないということですが、今後既存のワクチンがメッセンジャーRNAワクチンに変わるといえることはあるのでしょうか。もしある場合は、内容変更とはどういうふうな情報を伝えるようにされるのかをお聞きします。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

今現在情報がないので、お答えできません。以上のとおりです。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

もし、今後そういう場合があれば、きちんと表示して、一人一人に分かるように情報の提供をお願いしたいところでございます。

これをなぜ聞いたかという、今お子さんを持つお母さんたちが、中身がひょっとして変わるんじゃないかという、そういう声も上がっておりますので、今定期接種がありますが、その中身が変わるといえるところもあってお聞きしたところです。

5番目のレプリコンワクチンについてですね。

海外で開発されたレプリコンワクチンと呼ばれる、新型コロナウイルスに対する新しいタイプのメッセンジャーRNAワクチンが11月28日、国内で承認されております。これは、世界初の承認だということです。レプリコンワクチンは、自分自身の中でたんぱく質をつくり出すことのできるワクチンと言われており、どんどんスパイクたんぱくがつくられて、ブレーキがないと。いつまで生産されるか分からないというものだそうです。それに加えて、細胞、エクソソームというところに、そのメッセンジャーRNAを含むことによって、そのエクソソームは唾液、母乳、呼気にも含まれているということで、その種を打った人がいると、そこから既にスパイクたんぱくは出ているという、そういうことが懸念されていると、そういうふうになるんじゃないかと専門家がおっしゃられております。なので、このレプリコンワクチンを打った方から、打っていない方へ伝播されるという可能性があるということです。また、伝播されることによって、このウイルス自体が変異していくということもあるそうです。それは、機能獲得実験といって、生物兵器みたいな感じで専門の先生はおっしゃるんですが、生命の倫理に反することだということで、そういう言葉も勉強会の中では述べられておりました。

それで、レプリコンワクチンが実施されることによって、未接種者への影響が今物すごくどうなるかというところが言われているんですね。それは、未接種者というと、もちろん大人の方もいらっしゃるかもしれませんが、今一番受けていないのはお子さんたちだと思うんですね。その層への影響が物すごく危惧されていると。どうなるかは未知数だということ

ですね。武見厚労大臣は、レプリコンワクチンの安全性については、ファイザーの新型コロナワクチンと比較して差がなかったということです。ということは、ファイザーと同じぐらいの何かしらの身体的な有害事象があるというふうにも捉えられます。

このレプリコンワクチンの実用は、実際に組み込まれているのでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけど、情報がありませんので、お答えできません。

以上でございます。

#### ○町長（永淵孝幸君）

今、議員はいろいろなこういった知識があらわれて、詳しい質問をされております。それで、私が言いたいのは、このワクチン接種を受けて、何らかの後遺症とか被害が出たとかで申請して、国のほうが認めれば、何らかの補償も出ると。しかし、そういった受け手の被害だけじゃなくて、今マスクミなどを見ますと、受けておられるのか受けていないのか分かりませんが、コロナにかかったとって悩んで、後遺症に悩んでおられる方もいるようです。ですから、そこは本人さん、個人さんが判断されて、そして接種をされるのか、じゃあ、こういった危ないワクチンだったら打たないと思われるのか、いや、打たなくても、もしもかかって亡くなった方、また後遺症が出た方がいられるようだからと、その判断はおの個人さんがしてもらわなければならないので、ここで我々も情報がない中、また詳しく分からない中でいろいろなお答えができないというのが事実でございますので、そこら辺は御理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

#### ○1番（大鋸美里君）

もちろん、コロナによる後遺症の方もいらっしゃいますし、ワクチンによる後遺症の方もいらっしゃるということで、いろいろな方々いらっしゃるという中で、ぜひワクチンのことについて、副反応被害を受けた方々が、この事実を知っていると、恐らく自分は受けなかったんじゃないだろうかと、そしてましてや子供たちにといいうふうなことも言われています。中には、お子さんを持つお母さんたちからしたら、慎重にならざるを得ないけど、情報が無いというところもあるわけですね。しかしながら、世界の状況を見ると、情報はネット上にあふれており、どれがどうなのかというところがあると思いますので、それを実際に精査しどうするかは、一人一人がどう生きるかというところのサバイバルな時代になっており、戦時中なんですね。情報戦争真ただ中だというふうに認識しておりますので、ですのであえてこの議題を取り上げさせていただいております。

子供たちが望むことは、みんなと一緒にいつまでも過ごしたい、そういう願いなんですね、元気に。ただ、それだけ。ですが、いろいろな情報操作によっていろいろな弊害が起きてい

る日本の現状があるのですが、そのことについては本日は申し上げませんが、このワクチンについていろいろな情報を各自が、おのおのがしっかり取っていただくということを皆さんにやっていただければと思っておりますし、町のほうではそういう情報がありましたら、きちんと町民に向けて情報開示のほうを行っていただきたいと思っております。

人間は、100兆個を超える細菌やウイルスと共存をしております。人が持つ本来の免疫機能を最大限に発揮できる環境を日々の生活で育むことが、何よりの防御策になります。しかしながら、今回はこれがいいということで、それを信じて接種して被害に遭われた方々がたくさんいらっしゃる。でも、蓋を開けてみれば、もっと慎重に考えるべきだったのではないかという声も届いておりますので、一人一人がどういう生き方、選択をしていくのかというのをいま一度立ち止まって考えるということになると思います。それは、子供たちの未来に物すごく影響すると思いますので、それで日々の生活の中でちゃんと生き方を整え、腹八分目に医者要らずと昔から言われるように、私たちの体には100人の名医が備わっております。情報が錯綜する昨今ですが、日々の生活を整えて、一人一人が自分の体に入れるものは何なのかを知り、自分らしく選択できるように、町におかれましてもその環境をしっかりと整えていただけるように情報の発信を強くお願いし、本日の質問を終わらせていただきます。

**○議長（江口孝二君）**

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、田川議員、質問を許可します。

**○8番（田川 浩君）**

議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をしたいと思います。

今回は、行政のデジタル化が1点、そしてもう一点は防災行政について質問したいと思います。

まずは、行政のデジタル化を質問いたします。

デジタル庁では、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでおります。本町でも、本年度より企画商工課内に情報システム係を新設し、推進していることと思いますが、その取組について質問したいと思います。

1点目、デジタル化をどのように推進していく予定か。

2点目、町職員業務の効率化という面ではどうなるのか。

3点目、住民サービスの充実という点ではどうなるのか。

以上、3点について答弁をよろしく申し上げます。

**○町長（永淵孝幸君）**

田川議員の1点目の行政のデジタル化についてお答えいたします。

1番目のデジタル化をどのように推進していく予定かについてであります。第5次太良

町総合計画や今後5年間のデジタル化について、内容や目標を取りまとめた太良町DX推進方針に基づき取り組んでいるところでございます。

取組の主な内容につきましては、行政手続のオンライン化による住民サービスの向上や、ペーパーレスの推進による業務効率化に取り組んでいるところでございます。

2番目の町職員業務の効率化という面ではどうなるかについてであります。デジタル化に取り組むことで、今まで職員が手作業により行っていた書類のチェックや修正などの業務に割いていた時間を短縮できるようになり、今まで十分に対応できていなかった高度な政策形成や窓口業務の充実のために、職員を充てることができるようになると考えております。

3番目の住民サービスの充実という面ではどうなるのかについてであります。一部の行政情報につきましては、令和5年10月からLINEを活用し、自宅や外出先など、いつでも情報を確認できるサービスの提供を開始しております。また、オンライン手続を構築することで、役場窓口に出向いて証明書等の発行申請をしなけりなかつた手続も、オンラインにて申請ができる手軽さと時間の有効活用など、利便性の向上を図ることができると、このように考えております。

以上でございます。

#### ○8番（田川 浩君）

今回、デジタル化ということをお聞きすけれど、デジタル化、難しいですよ。デジタル化だったり、DXという言葉が出たりですよ。それで、デジタル化が国で推進されるようになったと、その背景なりについて質問をしたいと思ひます。

この約30年間、いろいろ、携帯電話ですとかインターネットとかが発達しまして、私たちの暮らしも便利になりまして、昔とは随分違つたものになったと思ひます。待ち合わせも便利になりましたよね。今、待ち合わせで困ることはないですよ、携帯がありますから。昔は、駅の伝言板などというのを使つていた記憶がありますけれど、そういった伝言板もなくなりましたね。そういった便利になった時代ですけれど、また仕事でもプライベートでも自分専用のパソコンを使うようになりまして。ワープロソフトや表計算ソフトを使うことで、書類の作成というのも随分と楽にできるようになりました。

行政の分野におきまして、そういったデジタル技術を生かそうという動きはあつたのですけれど、パソコン導入などのIT化、そういうのにとどまつて、住民サービスまでのデジタル化がなかなか進まなかつたというのが日本の現状でした。

その問題があるとき表面化をします。それはどんなときかといいますと、コロナウイルス感染症の流行したときです。とにかく、未曾有の感染症拡大ということで、世の中は仕事もできなくなるような時期もありました。国から全国民に10万円の給付金が出たり、また事業所に対しても持続化給付金等が出たりしました。ところが、その振込が、ドイツをはじめとする欧米の国々と違つて、どうも日本は遅いんじゃないかと。何で1か月、2か月もかかる

んだと、ドイツなんかは1週間や10日でやっているじゃないかと、そういった声が上がってまいりました。それはどうしてなのでしょうね、日本。どうして遅かったのか。それは簡単ですよ。サービスを受ける側の日本国民の情報が、何も登録されていなかったからですよ。もちろん、振込を受けるには、その方の銀行の口座が必要になります。それどころか、国民一人一人を特定する番号の割り振り、それさえもできていませんでした。そういうこともあって、国全体としてデジタル化は必要だという機運が盛り上がり、まずは国民一人一人を特定するマイナンバーカードの普及をはじめとするデジタル化を国全体で推進していくことになっています。

ちなみに、DXと書いてなぜかデジタルトランスフォーメーションと読むんですけど、単にDXというのはデジタル機器を導入することではなくて、デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革していくことだそうです。自治体についてのDXというのは、自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高めることをイメージしていることだそうです。

それで、1点目のデジタル化をどのように推進していく予定かということについて、本町では、太良町DX推進方針に基づき取り組んでいくとのことでした。この方針は、総務省が令和4年9月に出しました自治体DX推進計画第2.0版の中の重点取組事項として挙げているものを参考にされていると思いますので、その中から何点か拾って質問したいと思います。

まず1点目、まず何といたしても、その根幹となるマイナンバーカードの普及促進です。

デジタル化におきまして、マイナンバーカードの普及といいますのは、先ほども申しましたように、その根幹をなすものだと思っております。名前だと、同じ名前と同じ漢字でという人が何人もいますよ。私のこの田川浩という名前も、私が知っている範囲で、私も含めて3人いらっしゃいます。それで、私が東京に住んでいた20代の頃ですが、ある証明書を取ったときに、間違えて記載されていたというのがございますけど、そういったことも番号にすれば、1人1つ、1人しかいないので、そういうこともなくなるでしょう。

総務省によりますと、今年の10月1日の時点で人口に対する交付枚数割合というのは、76.8%であるそうです。本町では、これより実は進んでおりまして、申請件数割合だと90%を超えていると。また、交付枚数割合でも80%を超えていると聞いておりますけれど、これからこれ以上の普及についてはどのように普及促進をしていくのか、まずはこれからお聞かせください。

#### ○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

御質問の普及促進についてでございますが、議員御案内のとおり、現在9割以上の方が申請をされ、8割以上の方に交付をしている状況でございます。担当課としましては、今後も引き続きマイナンバーカードの必要性和メリットについて、広報等で周知をしていく予定です。

ございます。

以上でございます。

#### ○8番（田川 浩君）

必要性和そのメリットについて、広報等で周知をしていくということでございました。引き続き頑張ってもらいたいと思います。

それと、2点目としましては、自治体の行政手続のオンライン化というのをこの計画で上げておられますけれど、これは2番、3番と重複しますので、そのときに聞くことにします。

それと、次の重点目標といいますのが、自治体のA I、人工知能の利用促進というのが挙げられております。最近、このA I、生成A Iといいますか、C h a t G P Tとかというのもありまして、すごくこれはびっくりするぐらい優秀なものです。例えば、今日こうやって一般質問をしていますけれど、C h a t G P Tのほうに、行政のデジタル化について議会で一般質問をしたいので、原稿を考えてくれと入れたら、出るんですよ。多分、5秒ぐらいで出ましたよ、ばあっと。今日の一般質問は、残念ながらそれを参考にはしていないんですけど、そういった時代なんですね。そういった便利な時代になっております。

そういった便利なA I、人工知能なんですけれど、そこで本町はそういったA I、人工知能を使った業務などは現在あるのか。また、これからこういった業務に取り入れることが可能なのか。この点についてはどうでしょうか。

#### ○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

健康増進課では、現在、平成30年度より特定健診受診勧奨支援業務委託を町、民間業者、佐賀県国民健康保険団体連合会の3者間による業務委託契約を行っているところでございます。業務内容につきましては、町が提供するデータ等を基に、民間業者が独自に開発した人工知能を用いて、効率的、効果的な受診勧奨につなげるデータ分析の業務を行っているところであります。簡単に申し上げますと、医療と健診の受診行動パターンをA Iが分析して、対象者に合った内容の通知を用いて受診勧奨を行い、受診率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

#### ○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

先ほど健康増進課長のほうからは、その業務について答弁がっております。ほかの原課の業務につきましては、各業務に従事する担当係のほうで今後協議、研究をしていくことになっておりますので、一概にここで、この業務に今後すぐ取り入れるという答弁はなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

このAIを取り入れられていると、それは健康増進課のほうでは特定健診の受診勧奨、受診してくださいという、受診していない方に受診してくださいという手紙といたしまして、こういった、その内容をその人の行動パターンとか、そういうのをAIで分析してもらって、その人に合った内容にしているということですね。分かりました。

それで、これからこういった業務に取り入れるかという問題につきましては、各部、各課のほうでこれから随分鋭意研究してもらいたいと思っております。

次ですけれども、この部分の最後になりますけれども、あとセキュリティー体制の徹底、これをやってほしいということですが、このセキュリティー対策の徹底については現在どのように対応しているのか。これはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

平成27年の年金機構の情報漏えいの発生によりまして、総務省は各自治体に対しまして、地方公共団体に、ネットワークを分離しセキュリティーを強靱化する3層分離を実施するよう通達が出されております。太良町におきましても、国の通達に従い、1点目、住民情報を扱う基本系のネットワーク、2点目、国や県及び市町間など、行政機関で情報通信を行うL GWAN系のネットワーク、3点目、住民や企業とのやり取りを行うインターネット系のネットワーク、この3つのネットワークを切り離しまして、セキュリティーを高めているところでございます。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

分かりました。3層分離ということですね。その3つに分けて、そこが交わらないようにしてセキュリティーを強化しているということで承知いたしました。

そうしましては、2点目の町の職員の業務の効率化という面ではどうなるのかという質問に移っていきたいと思います。

先ほどの町長答弁の中で、ペーパーレスの推進による業務の効率化に取り組んでいるという答弁がありましたけど、これは具体的にはどういったものをおられるのか、これについてはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

今年度につきましては、試行期間といたしまして、オンライン申請を活用した住民アンケート、例えば太良町納涼夏まつりなどを取りまとめまして、データの集計作業を行っているところでございます。町内業務におきましては、グループウェアの電子会議室機能を活用した取組も行ってございます。事前に資料をデータで配付し、電子掲示板のような空間で会議の

同時開催、または自由な時間に会議を進めるようなことができることにも取り組んでいるところでございます。また、来年度からにつきましては、会議資料を紙で出力をせずデータで配付し、モバイル端末や無線化を活用しながら、庁内どこでも会議ができる環境を整えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（田川 浩君）

ペーパーレスにつきましては、オンラインのほうでアンケートをしたり電子会議などで利用するというところでございましたけど、それで次に移りますけれど、先ほど総務省が作りました自治体DX推進計画の中で、その重点項目として、自治体の行政手続のオンライン化については、こう書いてあります。こう説明をしてありました。将来的に子育てや介護など、合計31の手続につきまして、住民がマイナンバーを用いて申請ができるようになる予定ということでございました。例えば、子育て分野におきましては、保育施設等の利用の申込み、また児童手当の受給資格及び児童手当額についての認定請求、また介護分野では要介護、要支援認定の申請、その他罹災証明書の発行、申請などができるようになる予定ということでございました。これについては、どうなっていくのか。また、そのほか、このほかに業務はあるのか。それについてはいかがでしょうか。

#### ○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。将来的には、マイナンバーを用いて申請ができるようになり、利用者の負担軽減につながるものと考えております。また、マイナンバーカードを使わない手続や申請業務につきましても、インターネット上で行うことができるようになり、取り組みたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（田川 浩君）

ありがとうございました。

それでは、3番目、これが一番大事なんですけれど、住民サービスの充実という面ではどうなるのかというところですね。先ほど答弁の中で、本年度の10月から、LINEを活用して町の情報を提供するサービスを始めたということでございました。このサービスを私も入手しまして、登録して使っております。便利ですよね。これは何が便利かといって、この中で電子回覧板というのがありまして、1日、15日に今いろいろな班回覧が来ますけれど、あれがほぼ基本的には1日、15日に見れるんですよ。休日が入ったらずれるときもあるようですよ。この回覧というのは、割と次の委員に早く回さなきゃいけないとか思って、割とぱっぱぱつと読んだり、割と家族の皆さんが読まなかったりというようなのもあると思うんですけど、これはゆっくり自分の家で自分の手元の、もちろんスマートフォンなんです

けれど、スマートフォンのほうでゆっくり読むことができ、非常にこれは便利だと思っています。そのほかにも、「町報たら」ですとか、そういうのにもリンクされておりますので、あとイベントだとか空き家バンクの最新情報、こういうのも即時に見ることができますので、使い勝手がいいアプリといえますか、情報の発信だと思っています。これは、双方向ではなくて、プッシュ型といまして、役場のほうからLINEに登録した人に送られてくるというだけなんですけれど、それにしてもありがたいと思っています。そういった使い勝手のいいアプリなんですけれど、この入手方法、登録方法と、これまでの登録者数、実績、これについていかがでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

本年度10月から運用開始をした業務でございます。登録者数につきましては、12月6日現在で771人登録をさせていただいている状況でございます。入手方法につきましては、町のホームページ画面からQRコードを読み取り入手する方法や、町内回覧等で行っておりますチラシ、「町報たら」などでもQRコードの読み取りが可能となっておりますので、そういった方向で啓発を進めているところでございます。

以上です。

**○8番（田川 浩君）**

登録方法としましては、町のホームページや「町報たら」、また回覧などで、LINEの友達になるということですね、太良町のほうのですね。それで、それに入ると、登録をする。ということで、また登録者数につきましては、12月6日時点で771名ということでした。本町は、約3,000戸、世帯ありますので、よければ3,000ぐらいを目標にして、スマホの数はもっとあると思うんですけれど、なれば理想的かなと思っていますので、期待をしております。もっと利用されることができるよう期待をしております。

それで、そうやってもっともっと、便利なアプリですので、普及させてもらいたいと思っているんですよ。今後の啓蒙とか周知徹底についてはどうされるおつもりなのか、これはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

開始から約2か月ちょっとですので、まだ登録者数も開拓段階にあると思います。現在、チラシや「町報たら」などでのQRコードの読み込みによる入手方法の周知を行っておりますけれども、今後の対応策としましては、ほかの業務内容も追加していきまして、いつでもどこでも太良町の情報を入手できる機能であることを啓発し、LINE登録者の増加に向けて、さらに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

LINEの登録者増加に向けて、頑張ってもらいたいと思います。

それで、マイナンバーカードを活用してできる住民サービスの、これは今年を目玉と言ってもいいでしょう。今年度の事業で、コンビニのほうで住民票や印鑑証明、また各種税証明などを発行できるという事業が始まるということを知っています。もちろん、マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアの複合機のあるところに行って、そういった各証明書を出してもらおうということだと思いますけれど、これまで、これは来年1月頃からのサービス提供開始というのを聞いておりますけれど、提供開始日というのは大体決まったんでしょうか。どうでしょうか。

**○町民福祉課長（森川陽子君）**

お答えします。

議員御案内のとおり、コンビニでの交付の開始時期は、1月頃を予定しておりました。詳しくは、1月9日を予定しております。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

1月9日、年明け早々ということで期待をしております。

それで、最後の質問になります。

このデジタル化においては、端末となるスマートフォンの普及、またそれを使いこなせるようになるということも大事な要素の一つであると言えます。武雄市さんは、防災情報などを伝えるスマートフォンの行政アプリの使い方に関する相談窓口を市内の商業施設の中に、4つのブースを設けて無料で相談に応じたりされております。これは委託事業と聞いておりますけど。そういうものですとか、佐賀県がやっているさがデジタルサポーター制度などを使って、高齢者などを対象にしてスマートフォンの教室などを開催したらどうかと、そういったスマートフォンを使える人口を増やしたらどうかというふうに思っておりますけれど、これについてはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

行政側としましては、社会のデジタル化が急速に進む中、誰一人としてそのデジタル社会から取り残されないよう、情報格差対策を行っていく必要がございます。個人のスマートフォンに関しまして、各社キャリアごとに出前講座なども対応されている状況でございます。太良町におきましては、佐賀県が行っておりますさがデジタルサポーター制度を活用した取組は考えておりませんが、太良町のLINEアプリの中に、スマホの簡単操作動画画面を通して、操作方法を習得できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足ですけれども、せっかくうちがつくった、こういった、議員が言われるように、便利なLINEですので、もっとQRコードを読み取るという、私も年取ってきてなかなか難しいんですよ。聞けばすぐ分かります。ですから、こういったことを、例えば区長さんあたりに、こういったことでこうすればいいですよと教えてやって、それを区長さん方が部落に帰って教えてやるとかという形で、LINEの登録者を増やしていくという方法もあるのかなと。また、例えば老人会あたりにも出て行って、そういうところでおのおの個々にしてあげて、こういった形をすれば取り込んで、ここを押せばこういう情報が得られますよとかというのを十分教えていく必要もあるのかなと。そういった我々高齢者向けには、そういった教えていって、ぎゃん便利かとかということをつかっていたかのようなことはしていく必要があるんじゃないかなと。幸い、今回は区長さん方も傍聴に来ていただいておりますので、そういった形でやっていければいいなというふうなことを思っております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

そういった会合に出ていっての啓蒙活動も頑張ってもらいたいと思います。

これまで行政のデジタル化について質問をしてきましたけれど、デジタル化は手段であって、実は目的ではございません。目的は、あくまで行政サービスの質を向上させるということです。この視点からずれないように、デジタル化について推進していってほしいと思います。

以上で1点目、デジタル化については終了いたします。

次に、防災行政について質問します。

町内各戸に防災無線の戸別受信機が設置されて、一定期間が経過しました。また、太良町防災アプリが作成されて、数か月が経過したところであります。

そこで、以下の点について質問します。

1点目、戸別受信機について、運用、管理状況はどうなっているか。また、利用者からの意見などはないか。

2点目、戸別受信機のエリア限定の放送など、受信するだけでない使用等はされているか。

3点目、防災アプリで防災行政無線の火災放送が反映されないのはなぜか。

4点目、双方向性がある防災アプリを町道管理に利用できないか。

以上、4点について答弁をよろしく申し上げます。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の2点目、防災行政についてお答えします。

1番目の戸別受信機の運用、管理状況はどうなっているか、また利用者からの意見などはないかについてでございますが、戸別受信機の運用、管理については、太良町防災行政無線

設備の設置及び管理に関する条例及び規則により台帳を整備し、行政区と戸別受信機番号により管理を行っております。

意見等については、町内の事業所や店舗などにも戸別受信機を設置できないかという要望がありましたので、令和5年10月から町内事業所等にも貸与を始めたところでございます。また、転入者や住居の新築等により新たに設置を希望する方に対しても、同様に対応を開始しております。

2番目の戸別受信機のエリア限定放送など、受信するだけでない使用などはされないかについてであります。行政区ごとの放送ができるよう、地区遠隔放送の仕組みを構築しております。これは、あらかじめ録音登録した内容を、指定した日時に指定した地区の戸別受信機に放送するというもので、携帯電話からの操作で登録が可能となっております。令和5年6月に、各地区の区長さんを対象に説明会を行って、運用を開始したところでございます。

3番目の防災アプリで防災行政無線の火災放送が反映されないのはなぜかについてであります。現在、杵藤地区消防本部からの情報を遠隔制御装置による連携によって、自動で屋外子局や戸別受信機に緊急通報するシステムは構築しており、防災アプリにも自動で反映させることは可能であります。しかしながら、杵藤地区消防本部が毎朝9時半頃に実施しているテスト放送もアプリに反映してしまうため、使用法が煩雑化してしまうので、現在は自動連携を外している状況でございます。

4番目の双方向性がある防災アプリを町道管理に利用できないかについてであります。防災アプリには自治体への連絡という機能を実装しており、災害時、例えば土砂崩れによる通行不能箇所や河川の氾濫箇所などの現場に遭遇した際に、アプリ利用者なら誰でもその場で情報を投稿し、共有できる機能を実装しています。ただし、虚偽報告等を防止するために、職員が投稿を確認し、災害時に必要と判断したものだけを反映させるよう設定しているところでございます。この機能を使い、いろいろな情報を投稿することは可能であります。防災アプリという性質上、災害に関する情報のみを取り扱うほうが情報の整理がつくものと思っております。このことが有事の際の適切な情報提供に寄与すると考えますので、今のところは多目的利用については考えておりません。

以上です。

#### ○8番（田川 浩君）

1点目の戸別受信機について、運用、管理はどうなっているか、または利用者からの意見などはないかというところですね。

まず、運用化につきましては、条例と戸別受信機につけられた番号と台帳を整備して管理しているということでございました。利用者からの意見としましては、事業所や店舗にも設置できないかと、また転入者からもそういった声があるので、それには対応しているということでもございましたけれど、故障について聞きますけれど、私が家であったことなんですけ

れど、あるとき、うちの戸別受信機が鳴らなくなったんですよ。おかしいなと思って、一応説明書などを見ながら見たんですけど、特におかしいところはなかったんですね。まあまあ、家電製品ですので、一度コンセントを抜いて、また挿し直したりしてしたんですけど、まだそれでも直らなかったと。それで、それが二、三日そのまま放っていたら直ったんですよ。不思議だなと思ってですね。そういった故障の情報ですとか、こういったものがあるのか。それと故障が起きたときはどういった対応をされているのか、まずこれについてはいかがでしょうか。

#### ○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

不具合につきましては、幾つか相談がっております。その都度対応はしておりますのでございますけれども、原因は様々でございます。電波を受信する機械ですので、どうしても電磁波が出るような家電製品の近くに置いているというだけでも、受信状態がよくなるというようなこともあるようでございます。なので、そういった場所は置き場所を変えてくださいというようなことでお願いをする場合もございます。それでも直らないよというようなこともありますので、じゃあということで、役場のほうにその機械を持ち帰って、テストで鳴らしてみると、なぜかちゃんと鳴るということで、設置箇所の問題かなというところはあるんですけど、そこら辺は個別に追跡まではしておりませんが、対症的に対応しているところでございます。今後ともこういったケースが増えてきたら、メーカーとも相談しながら、適切に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（田川 浩君）

ありがとうございました。適切に対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、2点目、戸別受信機のエリア限定の放送などを受信するだけでない使用等はされているか。これは分かりやすく言うと、行政区内での放送ですよ。実は、私は行政区ごとのエリア限定放送については期待をしておりました。これはなぜかといいますと、数年前、この事業が始まる時に、ちょうど議案として上がってきたんですけど、そのちょうどその頃、実は新聞の読者の声の欄で県内の方にこういう方がいらっしゃいました。最近、防災無線の質が変わって、戸別受信機がついたんですけど、今までと違って、今までは公民館に行って放送しなきゃいけなかったというのが、自分の家から簡単に自分の区内の放送ができるようになって、助かっているという読者の声があって、ちょうどうちもそういった戸別受信機が入るんだということで、その議案が出た議会のときは、こういった声がありましたけどと、うちの戸別受信機でもこういったことはできるんですかと聞いた覚えがあります。それについて担当課は、できますということで答えてもらいました。それで楽しみにしていたんですけど、今聞きましたら、操作は携帯電話からするということでしたけれど、携帯電

話というのはスマートフォンでなくてもできるんですかね。それはいかがでしょう。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

プッシュ機能がある電話や、スマートフォンではなくても昔の携帯電話、あれでも操作は可能でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

プッシュ機能がある電話ならいいということで、スマートフォンでなくてもガラケーでも、どっちでもできるということでございますね。

それで、私もこの機能、どうやってやるんだというので、先ほど今年の6月ですか、区長さんで説明会をして一応説明をしたということでしたけれど、この資料をもらって読んでみましたけど、なかなか操作が難しいというのがあります。それと、もう一つは区内で放送できる時間帯というのが、まずは朝の10時から11時半、昼の1時から4時半、それと夕方6時半から9時までということで、多分どの行政区の方も区内の放送をするというなら、朝です。朝やりたいと思うのが、例えば7時から9時ぐらいまでとか8時までとか、多分このぐらいが一番どの行政区の方も必要じゃないかなと思うんですけど、時間帯、また操作方法、操作方法は難しいですけど、多分慣れたらできるんじゃないかと思えますけれど、もっと操作が簡単になるようなことですか、また時間帯について、これはどうなんですかね。変えることはできないんですかね。どうですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

まず、操作方法についてでございますけれども、電話をかけて各部落に割り振っているユーザーIDを入力してもらって、したら向こうから電話応答のような形で、ああしてください、こうしてくださいと言うたびに、自分の電話で放送内容とかを登録する、「はい」がよければ1をととか、そんな感じで面倒くさいという感じのあれはするかもしれませんが、現状のシステムではこれが今のところ限界というところがあります。

それと、放送時間ですね。一番放送したい時間に放送できないじゃないかという御意見でございますけれども、どうしても防災行政無線の性格上、朝と昼と夕方は町内一斉に放送する時間というとかぶってしまうので、その時間帯とかぶらないようにするための配慮を今しているところでございます。そういったことでございますので、朝早くに放送したいというお気持ちは分かりますけれども、できましたら前日の夕方に登録をしていただいで、お知らせをしていただければありがたいなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

なかなか難しいということは了解いたしました。それで、何らかの改善点ができるのであれば、改善してもらいたいと思っております。

それで、次に行きますけれど、3点目、防災アプリで防災行政無線の火災放送が反映されないのはなぜかということでした。

この防災アプリですけれど、これもLINEアプリと同様に便利なものでございます。私も登録して使っておりますけれど、これは何が便利かといいますと、朝昼、防災無線のほうで放送されますよね。それが文字になって見えるんです。文字になって、いつでも見ることができるということで、これは便利だということで私も利用しておりますけれど、まず、そしたらこの防災アプリ、つきみんとガネットのアイコンがありますけれど、これはどうやったらまず入手できるか、登録できるか。また、それと分かれば現在の登録の人数はいかがでしょうか。

#### ○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

このアプリにつきましては、アプリを紹介したチラシを全戸配布させていただいたところでございます。そのチラシにQRコードを載せておりましたので、それを読み込むことでアプリの配布サイトへ飛ぶことができるようになっております。そのチラシがなくても、iPhoneとかアンドロイドのスマートフォンをお持ちの方であれば、そのアプリケーションの配信サイトに入ってください、太良町防災アプリと入力をしていただいて検索をかければ、そのアプリが出てくるようになります。それをダウンロードしていただいて、登録をしていただくという形になると思います。残念ながら、アプリの配信サイトのところはダウンロード数は表示されるようにはなるんですけれども、今のところダウンロード数が少ないものですから、まだ表示数が出ていないです。なので、何人の方がダウンロードしていただいているのかははっきりつかめない状況ではございますけれども、とても便利な機能がっておりますので、議員の皆様もぜひ登録をしていただいて、一般の方々にお知らせをしていただけると、私どももありがたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○8番（田川 浩君）

この防災アプリにつきましては、チラシのQRコードを配ったり、またスマホのキャリア、アプリストアのほうで無料でダウンロードができるということだと思います。それで、これはずっと増やしていただきたいと思いますけれども、また先ほど火災放送が反映されないというところで、さきの答弁によりますと、杵藤消防本部との連携はできていると。ただし、その試験放送、9時半ぐらいですかね、にあるテスト放送も反映してしまうと。だから、自動連携できるんだけど、現在は外しているということではございましたけれど、私が思うに、この試験放送を反映するということがあっても、火災放送の内容が反映されるようにしたほ

うがいいのではないかと。そっちのほうがメリットがあるんじゃないかと、住民にとってはと思いますけれど、それについてはいかがでしょうか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えします。

現在、その欠点については対応を検討中ではございますけれども、御意見はごもっともでございますので、前向きに対応を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

前向きな対応をぜひお願いしたいと思います。

それで、最後に4点目ですね。

この防災アプリは、LINEと違うのは双方向性があると。LINEはプッシュ型、一方的に送ってもらうだけですけれど、この防災アプリは双方向性、受け手側からまた送るような機能もございます。これを利用して、もちろん防災アプリというのは分かっておりますけれど、町道の管理に利用できないかということで提案をしましたが、さきの答弁では、そういった多目的の利用は考えていないということでしたけれど、実は住民による携帯アプリによる道路管理といたしますのは、東京都をはじめ全国の各自治体で既に大分行われてはいます。例えば、具体的に言いますと、東京都の例を示しますと、まずアプリを入手して登録して、例えば都道ですね。東京都ですから、都道の歩道のがたつくブロックとか、街灯が消えていたりしたら、それを見つけた際に写真を撮って投稿すると、それが位置情報も共に東京都のほうに伝わるようになります。その後、投稿者はその後の都の対応状況、これまでアプリで確認することができるというような、そういうふうなやり方が、利用ができております。大体どの自治体もそういったことで、市道ですとか町道の管理をやっているところがあるんですけれど、防災アプリの優れている点というのは、双方向性でやり取りができるということですので、もちろんさっきおっしゃられたように、防災アプリですので、災害に関する情報だけを扱うほうが整理がついていいと、そういった考え方もありますけれど、もし災害があったとしても、そういったアプリのそういった機能があることを知らずに、結局使用されずに終わってしまうこともあるんじゃないかと。

ちなみにですけど、これまで、この機能はまだ、アプリはあまり普及していないと思えますけれど、何か投稿とかがあったことはありますでしょうか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

今のところ、実績はございません。職員によるテストをしたぐらいでございます。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

もちろん、この防災アプリでは、災害に遭った場合に、例えばここの川がこれだけあふれています、これだけ浸水していますというような現場で写真を撮って、そして自分の名前、そしてこういったことになっていきますけど、どうかしてくださいというのを書いて送ると、その位置も、GPSですかね、全部ちゃんとマーキングされて町のほうに届くという、そういった機能がございますけれど、本当に便利な機能だと思うんですね、そのときに使えたら。だから、私としましては、平常時に、それと緊急のときというのはなかなかそういったものを撮る、撮って送る余裕などというのはなかなかないんじゃないかなと思うわけですよ。こういう平常時にこそ、そういった、例えば道路のここがこんなに、道路の真ん中に穴が空いていますよと、早く直してくださいとか、ここにこんな雑草が茂って、車の来るのが見えませんよとか、そういった情報を送るような機能をしてもらえれば、町民の皆さんも使い慣れて、そういった非常時にも対応ができるんじゃないかと私は思うんですけど、これはいろいろな考え方があると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

議員が今おっしゃったとおり、このアプリというのはその現場で写真を撮って、ここがこういう状況ですよという投稿をすると、地図上のところにその小さな写真が載ってきます。なので、そこをクリックすると大きな画面になって、ここで災害が起きているねというのが分かるようなシステムにはなっています。が、今のところ、これは何でも情報を載せられます。なので、動物が死んでいるよとかというのも載せられるし、何でも載せられるんですね。そうすると、とても情報が、收拾がつかなくなる可能性があったものですから、どうしようかなと思ったんですが、何がしか情報が送られてくると、防災担当の職員の端末に送られてきましたよというアラームが鳴ります。そして、そのアラームを見て、何か送られてきたということで、防災無線室に入って、情報を確認するという作業を行います。そのところで、防災と関係あるかないかというところが切り分けとしてあるのかもしれませんが、現段階では何でも送れますから、送るには送っていただいてもいいのかなとは思いますが、ただ、情報は各担当課のほうに防災のほうから、例えば道路が壊れているよということを建設課に伝えに行くとか、そういった形は可能であると思いますが、それらの情報を全てその防災アプリの地図情報のところにプロットをずっとしていくと、大変じゃないかなと、見るほうもですね。そういったことで考えておりますので、送られてこられる分についてはウェルカムなんですけど、載せるのはどうかなというところで今考えているところがございます。そこら辺は今後の推移を見ながら対応を、なるべくうまくいくように考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○町長（永淵孝幸君）**

議員は、いろいろ使えるからいいでしょう。でも、道路が壊れているということは、分か

った人は電話が多いんですよ。私もメールを返すのは大変ですから、電話で返事をしております、直接話してね。ですから、そういったことができる人は、そういう今のほうでもいいというわけですので、そこは全てそれじゃなくて、電話で言っていただければ、これは道路、これは建設課ばいとかというて、建設課にお話をすぐ、ここでこういうことが起きているぞと、すぐ行ってとか、こういうこともできますので、私は電話派、直接派ですので、なかなかあれでしょうけど、そういったことで臨機応変に対応するような形で検討してまいりたいと、このように思います。

以上です。

**○8番（田川 浩君）**

もちろん、アナログはアナログでいいところがあるんですよ。先ほどの駅の伝言板じゃないですけど、そういった趣のあることもあります。もちろん、回覧板も持っていったほうが、本当を言いますと、隣の人との会話もありますでしょうし、また安否の確認とかでも、そういったこともできると思って、デジタルはデジタルで、アナログはアナログでいいところがあると思いますけれども、そこはこれから鋭意検討してもらって、どういった方向がいかというのを検討してもらっていくことを期待しております。

最後の締めですけれども、行政のデジタル化のほうでも言いましたように、目的は住民サービスの向上、これに尽きると思います。防災行政におきましても、住民にとって使い勝手のいいサービスをこれからも提供してもらいたいということを期待いたしまして、私の一般質問を終えたいと思います。

以上です。

**○議長（江口孝二君）**

これで4番通告者の質問が終わりました。

総務課長より、答弁の訂正の申出がっておりますので許可します。

**○総務課長（津岡徳康君）**

今日午前中の山口議員の御質問の中で、河川の氾濫とか洪水の話の中で、避難の話が出たと思います。そういったところで、その場面で私の答弁の中で、避難勧告という言葉を使いました。これは、令和3年5月には廃止になった言葉でございましたので、その分の発言は削除させていただければと思います。申し訳ございません。

**○議長（江口孝二君）**

これで本日の一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後2時40分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則